

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

検 討 報 告 書

平成24年3月

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

目 次

はじめに	1
1 北本市自治基本条例と検討体制の確認	3
2 「参画」「協働」「市民公益活動」の分類と検討の進め方	5
3 北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目の検討	7
4 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目の検討	10
5 市民公益活動促進施策の検討	13
おわりに	16
I 会議の開催状況	19
II 資料	29
資料 1 北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について ー北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告ー	31
資料 2 協働推進及び市民公益活動を促進するための アンケート報告書	45
資料 3 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について ー北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・北本市協働推進等 庁内検討委員会作業部会合同会議報告ー	59
III 委員名簿・委員会設置要綱	81
北本市市民参画推進条例等市民検討委員会委員 (平成 22 年 6 月～平成 23 年 3 月)	83
北本市市民参画推進条例等市民検討委員会委員 (平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月)	84
北本市市民参画推進条例等市民検討委員会設置要綱	85

はじめに

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会は、平成22年6月23日に市長から委員の委嘱を受け、平成24年3月までの約2年間に29回の会議を重ねてきました。

この間、北本市自治基本条例に規定され、未整備の状態にある「市民の参画に関し必要な事項を定める条例」、「市民及び市の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項を定める条例」及び「市民が主体的に担う公益的活動の支援」について委員会で研究及び協議し、必要に応じて北本市協働推進等庁内検討委員会及び同作業部会に協力をいただき、合同会議等を開催するなどして条例に位置づけるべき項目及び市民公益活動支援のあり方について検討を進めてまいりました。

このたび、市民検討委員会としての意見がまとまりましたので、これまでの検討経過と併せて報告いたします。

平成24年3月

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

1 北本市自治基本条例と検討体制の確認

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会(以下「市民検討委員会」という。)では、まず、平成22年4月に施行された北本市自治基本条例を全委員で確認し、「市民主役のまちづくり」の実現に向けて、北本市自治基本条例の理念のもとに、新たな条例や制度を整備することが必要であることを認識しました。

(1) 北本市自治基本条例の確認

北本市自治基本条例は、「市民主役のまちづくり」を基本理念に掲げていますが、それを実現させるためには、「北本市市民参画推進条例」、「北本市協働推進条例」及び「市民公益活動促進施策」を整備し、実際にまちづくりを進める際に、「それらが担保され、具体的に作用するしくみ」として機能させることが必要であることを確認しました。

(2) 市民検討委員会の所掌事務と検討体制の確認

市民検討委員会の所掌事務は、北本市自治基本条例に規定されている今後整備が必要な条例及び同条例第22条と第23条に規定されている市民公益活動の支援・促進施策の検討で、具体的には以下に掲げる事項とされています。

ア 北本市市民参画推進条例

北本市自治基本条例第18条

イ 北本市パブリック・コメント手続条例

北本市自治基本条例第20条

ウ 北本市協働推進条例

北本市自治基本条例第18条

エ 市民公益活動促進施策

北本市自治基本条例第22条及び第23条

検討体制は、次頁「**図1 北本市自治基本条例に規定する3つの整備が必要な条例と市民公益活動促進施策の検討体制**」のとおり、市民検討委員会による検討に対し、北本市協働推進等庁内検討委員会(以下「庁内検討委員会」という。)及び庁内検討委員会の下部組織として設置する北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会(以下「作業部会」という。)においても平行して検討を進めるほか、必要に応じて、委員会間の合同会議等を開催し、意見交換及び調整を図って条例案を作成することとされました。

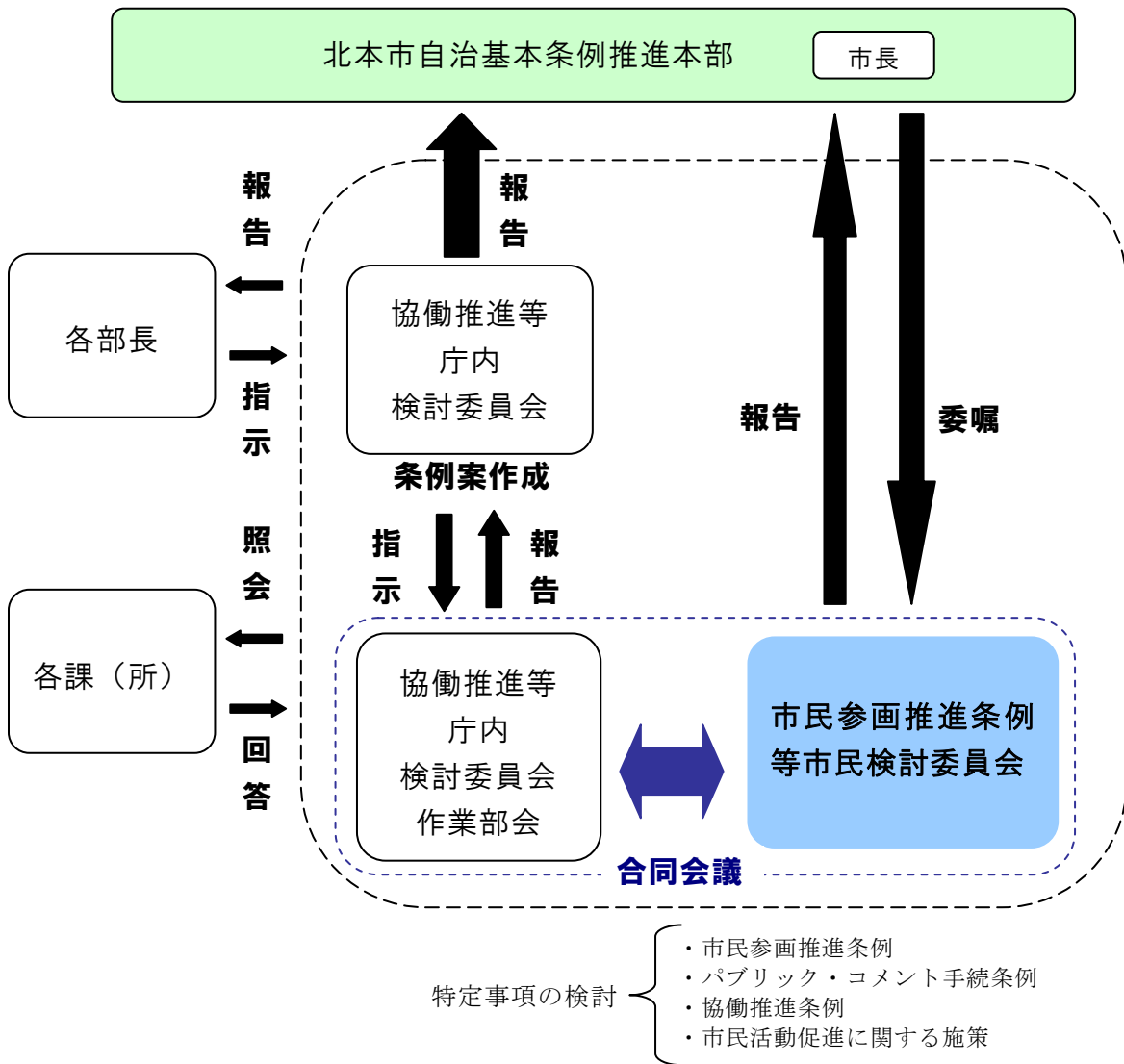


図1 北本市自治基本条例に規定する3つの整備が必要な条例と市民公益活動促進施策の検討体制

2 「参画」「協働」「市民公益活動」の分類と検討の進め方

北本市自治基本条例に規定される「参画」「協働」「市民公益活動」の分類「図2 北本市自治基本条例に規定する「参画」「協働」「市民公益活動支援」」に基づき、「参画」「協働」「市民公益活動」の順にその推進のための方策を検討することとしました。

(1) 北本市市民参画推進条例

行政が実施する施策への市民参加（市民参画）のルールを明確にするとともに、市民参画をより推進する施策について検討する

- ア 現在実施されている市民参画の手法を一定の手続・制度として整理
- イ 市民参画を推進するための新たな制度を検討

(2) 北本市協働推進条例

市民と行政という異なる主体が対等の立場で共通の目標にむけて役割を分担し、協力して事業を実施する際のルールを明確にする

- ア まちづくりの主体（市民、事業者、行政）の役割の検討
- イ 行政と市民活動団体とが協働する際に必要な約束事の検討
- ウ 協働によるまちづくりの推進策の検討

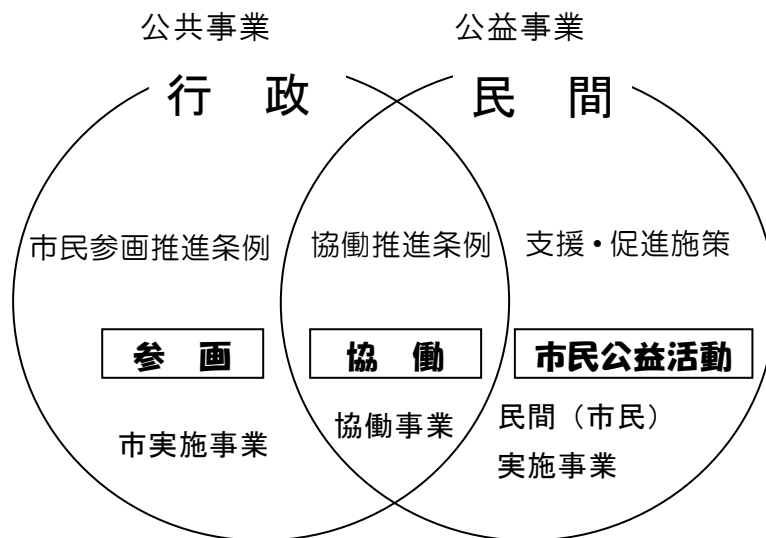


図2 北本市自治基本条例に規定する「参画」「協働」「市民公益活動支援」

(3) 市民公益活動支援

市民検討委員会には、北本市自治基本条例第22条に規定するコミュニティの活動の支援及び同条例第23条に規定する公益的活動の支援について、具体的な支援・促進施策の検討が求められました。

検討の進め方としては、北本市協働推進条例の検討と併せ、実際に市内で活動している市民公益活動団体の意見を聴取し、庁内各課で実施している支援施策を研究し、市民目線で「このような行政からの支援・促進施策があればよい」と思うものを意見交換し、集約しました。

3 北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目の検討

(1) 検討の進め方

まず、北本市自治基本条例審議会と市民検討委員会の設置の意義と、各会の役割について事務局から説明を受け、その役割分担について確認しました。

検討の進め方として、市民参画や協働を推進するためのルールを考えるには、まず、北本市で現在起きている具体的な事例を取り上げ、問題点を検証し、その解決策を話し合うことにより、一定の法則を導き出せるのではないかという意見により、まず事例研究を行うこととしました。

(2) 検討の経過

ア 現状分析

前年度に職員がまとめた『北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進等庁内検討委員会作業部会検討報告書』をもとに、現在北本市で実施している市民参画制度について、職員から具体的な制度と実績の説明を受けました。

その後、グループ討議を行い、現行の北本市の市民参画制度を確認し、市民参画の現状分析を行いました（「表1 現行の北本市の市民参画制度の分析と考察」参照）。

イ 先進事例の研究

既に市民参加推進条例や市民参画推進条例が整備されている地方公共団体を調査し、各条例について、北本市の市民参画推進のために有効なものがないか研究しました。

条例に位置づける項目の抽出に当たっては、これらの事例を特に参考にしました（「表2 市民参画条例 他都市の状況(項目別)」参照）。

ウ 北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目

北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目については、市民検討委員会で検討した内容を『北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について－北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告－』【資料1】としてまとめ、平成22年10月1日付けで市長に提出しました。

表1 現行の北本市の市民参画制度の分析と考察

- (1) 計画段階での情報公開等、共通理解を築くための早い段階での市民参画の手順が不足している。
- (2) 市民が市政に関する情報を積極的に得るため、又は行政が特定の問題について関心の高い市民を見つけるために、市民登録制度が必要である。
- (3) 前向きにおそれずに市民参画を進める、行政・議会側の意識が不足している。
- (4) 批判に傾倒するだけでなく、行政・議会と一緒に市政改革に取り組むという市民側の意識が不足している。
- (5) 行政や議会に任せきりにするのではなく、市民も自分たちで考え討議し、共にまちづくりに参加しなければならない。
- (6) 目先の結果だけでなく将来の予測データを踏まえた政策設計が必要である。そのための行政・議会・市民の意識が不足している。
- (7) 市民が具体的に建設的な政策提案を行うための市民政策提案制度の整備が必要である。
- (8) 各種市民団体との連携や、事前の呼びかけが不足している。
- (9) 市民の意見を的確に反映するため、市民参画制度を改善する必要がある。
- (10) 情報共有という自治基本条例の精神（原則）を行政・議会・市民がよく理解して行動すべき。

表2 市民参画条例 他都市の状況(項目別)

条例のタイプ	県内(単)						県内(自)	県外(自)				
	和光市 市民参加条例	坂戸市 市民参加条例	宮代町 市民参加条例	吉川市 市民参画条例	春日部市 市民参加推進条例	日高市 市民参加条例	久喜市 市民参加条例	静岡市 市民参画の推進に関する条例	大和市 市民参加推進条例 (神奈川)	宮古市 参画推進条例 (岩手)	奥州市 市民参画条例 (岩手)	
人口(H22.4.1)	79,965	100,669	33,803	65,030	236,071	56,952	154,273	718,623	225,875	59,392	125,556	
施行日	H16.1.1	H18.7.1	H.19.4.1	H.19.10.1	H20.10.1	H21.4.1	H19.4.1	H19.4.1	H19.10.1	H20.7.1	H21.10.1	
条文数	19	24	25	36	26	19	20	19	24	16	12	
1 前文	●前文	●前文	●前文	●前文	●前文	●前文						
2 目的	●1	●1	●1	●1	●1	●1	●1	●1	●1	●1	●1	
3 用語の定義	●2	●2	●2	●2	●2	●2	●2	●2	●2	●2	●2	
4 基本理念・基本原則		●3		●3	●3	●3		●3・4	●3	●3		
5 市の責務	●4	●5	●3	●5	●5	●5	●4	●6	●5	●6		
6 市民の責務	●3	●4	●4	●4	●4	●4	●3	●5	●4	●4		
7 市民参画の対象	●6	●6	●5	●7	●6	●6	●5	●10	●6	●7	●3	
8 市民参画の実施(マッチングルール)	●8	●11	●10	●6	●7	●8	●6	●8	●7		●5	
9 市民参画の時期	●8	●7	●6	●9	●5	●8	●6	●8			●5	
10 参画手続を実施しなかったときの説明	●6	●6		●7	●6		●5		●6	●7		
11 提出された意見の扱い		●9		●10	●5	●9		●9	●5			
12 市民参画実施状況や実施予定の公表	●17	●10	●7	●31	●8	●10他	●10	●11・12	●8	●8	●10	
13 公表、情報提供の方法		●8	●20	●8								
14 市民参画の方法	審議会(附属機関等)	●7	●11	●9	●6	●7	●7	●6		●7	●8	●4
	パブリック・コメント	●7	●11	●9	●6	●7	●7	●6		●7	●8	●4
	市民政策提案手続	●7				●7		●6		●19	●9	
	説明会・公聴会	●7	●11	●9	●6	●7	●7	●6		●7	●8	●4
	ワークショップ				●6	●7		●6			●8	
	アンケート(意識調査)			●9						●7	●8	●4
	住民投票	●14		●9	●6				●16			
その他の市民参画手続	●7	●11				●7市民会議	●6				●4・5	
15 推進・評価機関	●16	●16	●22	●32	●17	●16		●18	●21	●11		
16 市民参加の推進		●23	●21 公募委員登録	●27			●16 市民参加推進員		●20 市民登録		●5	
17 条例の見直し	●18			●35	●附則	●18	●19		●附則		●11	
18 委任	●19	●24	●25	●36	●26	●19	●20	●19	●24	●16	●12	

4 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目の検討

(1) 検討の進め方

北本市協働推進条例に位置づけるべき項目を検討するにあたって、他市の協働推進条例を研究したところ、協働推進条例に「参画」を含むもの、「市民公益活動支援」を含むもの、さらには、まちづくり基本条例として整備されているものなど、さまざまな形態が見られました。

これは、国の法のもとに定めるものではなく、「自治」として地方公共団体が、地域の実情に応じて独自に条例を制定しているためです。

市民検討委員会では、まず、北本市協働推進条例に「市民公益活動支援」に関する規定を含めるべきか否かを議論し、その結果、「市民公益活動支援」については、北本市協働推進条例とは分離して支援施策を整備すべきこととしました。

また、「協働」は異なる主体が「対等の立場で共通の目標に向けて協力すること」であるため、異なる主体間の話し合いとして、庁内検討委員会及び作業部会と意見交換を行い、共通のルールを導き出すよう取り組むこととしました。

(2) 検討の経過

ア 現状分析

市内の市民公益活動団体が考える行政との協働意識を確認するため、市協働推進課とともに『協働推進及び市民活動促進のためのアンケート』（以下『市民公益活動アンケート』という。）【資料2】を実施しました。『市民公益活動アンケート』は、市内で市民公益活動を行う72の団体に送付し、44団体から回答を得ました。

回答の集計の結果として、特に目を惹いたのが「行政と協働して事業を行いたい」との回答が44団体中35団体（79.5%）あったことでした。

また、協働事業を実施する際に市民公益活動団体及び行政が共に心がけるべきこととして、「相手の立場に立ってよく話し合う」「広報活動と情報公開の徹底」「中立、公正な取組み」などの意見が寄せられました。

イ 先進事例の研究

作業部会が視察訪問した神奈川県大和市の協働事業提案制度について研究しました。

また、他市の協働推進条例に位置づけられている項目で、北本市でも有効なものがないか研究しました（「表3 協働推進条例 他都市の制定状況（項目別一覧）」）。

ウ 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目

作業部会との合同会議において、北本市協働推進条例に位置づけるべき項目を検討し、その結果を『北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について―北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議報告―』（以下『合同会議報告書』という。）

【資料3】にまとめ、市長宛報告しました。

5 市民公益活動促進施策の検討

(1) 検討の進め方

『市民公益活動アンケート』【資料2】の結果を参照して、市民検討委員会各委員がアイデアを出し合い、さらに、作業部会との合同会議を開催するなどして、市民目線で市民公益活動の促進施策を検討しました。

(2) 検討の経過と結果

ア 現状分析

市民公益活動団体が求めているものとしては「活動資金」、「会員」、「スタッフ・ボランティア」の順に回答が多くありました。

また、市民公益活動団体の主な活動地域は、「小学校区」、「市内全域」または「市内全域および近隣市町」と回答した団体が44団体中35団体（79.5%）あり、活動区域を北本市内としている団体が大半を占めていることがわかりました。

イ 各委員が考える「市民公益活動支援」

市民検討委員会では、「市民公益活動を活性化させるために市にして欲しいこと」と「市民公益活動を活性化させるために市にして欲しくないこと」について、各委員が支援項目を提案し、その内容について作業部会の部員を交えて全員で討議しました。

それをもとに、市民公益活動促進のための施策として整備することが望ましいものを、委員から提示された項目を「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」に分類したうえで、次頁「**表4 市民公益活動を活性化させるための方策**」としてまとめました。

ウ 市民公益活動促進施策

市民公益活動促進施策は、最終的には行政がその施策を決定、計画するものであるため、市民検討委員会としては、市民の目線から市民公益活動が活性化するために必要なこととして、委員会としての意見を提出することとしました。

表4 市民公益活動を活性化させるための方策

【ヒト】

- 市民公益活動の仲間を集める仕組み確立へのサポート体制の整備
- 市民公益活動団体で資格を持つ人（会計士・税理士等）の兼務
- 専門知識を持つ職員の養成（行政・市民公益活動団体）
- 行政と地域の間にとって様々な市民活動を支援する中間支援組織の育成
- 学校応援団（学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織）の充実

【モノ】

- 共同で使用できる施設の開放。
- 市役所内に公益活動センターを整備
- 市民公益活動団体に会議室、事務機器を提供
- 事務所のない団体に対して協働で民活受付センターを設置
- 各公民館会議室の時間貸しの検討（午前・午後・夜間の区切り設定の見直し）

【カネ】

- 市民公益活動団体支援のための基金設置の検討
- 市民公益活動団体への寄付金、税額控除制度の検討
- 提案型補助金の充実と現在支出している補助金の見直し

【情報】

- 市の掲示板への掲示許可は、市役所ではなく、駅連絡所窓口で許可が出るよう協議
すること（総務課・市民課・協働推進課 協議）
- ホームページのページ構成を見直し、「見出し」を的確にし、情報を見やすくする
- 市民公益活動情報紙発行の検討（他市の事例を研究）
- 公益活動の具体例を示す（NPO法人情報交換会で各団体の広報の仕方を検討）
- 図書館蔵書資料の充実（市民活動の活性化につながる）
- これから市民公益活動をしようとする人たちへの講座の開設
- 相談窓口の整備
- 横断的組織の構築
- 市民公益活動団体交流会の開催（NPO法人情報交換会は継続して開催）

おわりに

(1) 市民参画の推進について

北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目の検討にあたり、北本市における市民参画の現状と課題を話し合った際には、「市民が広く参画しやすい制度に変えることが第一である。そのためには、市民参画を受け付ける窓口を一本化し、市民が制度を利用しやすい環境を整備していく必要がある。」、「どのようなことを市民参画の対象としているのか、今現在の市民参画状況はどうなっているのか、市政に関わる情報を整理して、市民全体に周知していく必要がある。」、「市民の参画を求めてさまざまな会議を実施していたようだが、どのような人を集めてどれ程の頻度でどのような議論を行っていたのかについては、不明瞭な部分が多かった。」等の意見が出されました。

それは、集約すると「**行政には、市民にわかりやすく市民参画の情報を提供して欲しい**」ということでした。

宮代町のように市の公式サイトに「市民参加のページ」を設けて情報発信している自治体もあります。市民参画を推進するには、審議会の会議録とともに、配布資料も公開するなどして、市民間で議論された内容が誰にでも分かるようにしておくことが大事であると考えます。

ちなみに、市民検討委員会の会議録は、事務局にお願いして配布資料を含め、すべて市の公式ホームページに掲載し、公表しています。

また、『北本市附属機関等の委員の選任基準に関する要綱』では、委員の選任年齢の上限が75歳となっています。こうした規定は、優秀で経験豊富な高齢者の登用を妨げるもので、高齢化が進む北本市にはそぐわない制度ではないか。他市では『18歳以上』など下限を定めている場合はあっても、上限を定めているところはあまり見かけない。」という意見もあり、市民参画を求める際には、「**すべての市民に参画の機会を確保**」する行政の責務があり、市民参画の資格要件の年齢制限は撤廃すべきです。

(2) 協働の推進について

協働推進条例に位置づけるべき項目を検討した際には、合同会議として、作業部会の部員や庁内検討委員会の委員と話し合う機会を設けていただき、行政職員の立場からの協働の考え方も聞くことができ、大変有意義な会議となりました。

協働推進条例に位置づけるべき項目の議論では、「協定書を交わすことを条例に規定しておくべき。代表者が変わると約束も変わってしまうようではいけない。」、「協働することにより、事業効果が高まり、コストも下がるものを協働事業として採択すべき」などの意見が出され、「**協定書の締結**」の項目を設け、基本原則に「**相乗効果の原則**」を位置づけるべきものとししました。

また、「市に提案したものについては、必ず公表するというルールをつくるべき。よい提案をしても市民は誰も知らないという状況ではいけない。」「先に提案した協働事業については、提案に対する回答は市からはなかった。せつかく市と協働事業をしようという気持ちをそぐようなことがあつては困る。」「県では、NPO提案協働推進事業を行っている。公益事業をNPOが提案し、公開プレゼンテーション等の審査を経て採用が決定した事業を県が提案NPOに委託するというものだ。」等の意見から、公開の場で協働事業を構築していく「**協働事業提案制度**」を提案しました。

さらに、「行政は、縦割り組織のため、ひとつの窓口で市民活動支援を一括して把握しておく必要がある。」「職員によって、お客さんに対する他の部署へのつなぎ方が違う。」「やはり、制度の確立とともに職員の意識改革が重要であると考える。」など、職員の意識改革を求める意見が多数出されました。これらが、市長等の役割にあえて「**職員の協働に関する意識の高揚を図る**」を盛り込んだ理由です。

市民検討委員会と庁内検討委員会、市民検討委員会と作業部会の合同会議の開催については、早い段階から開催通知を各委員に送付したところですが、直前に会議を欠席する職員が多く見られました。協働のまちづくりを推進するためには、**両者が共に同じ姿勢で、議論し、合意形成に向けて臨む姿勢が必須です。**

北本市協働推進条例が成立した際には、条例に則したガイドラインを策定し、市民も行政もガイドラインに基づいて協働事業の成立に向けた取り組みを進めるべきと考えます。また、『市民公益活動アンケート』【資料2】に回答していただいた団体に対する制度説明会を行うべきです。

『合同会議報告書』【資料3】の **第5北本市協働推進条例を制定する際の課題及び検討すべき事項** にも記載していますが、自治会、地域コミュニティ委員会と市との関係はとても複雑で、関係者でもうまく説明できないものになってしまっています。より多くの市民にコミュニティ活動に参加してもらうためには、この問題について、今後、関係者間で協議の機会を持ち、市民にわかりやすく説明できるよう整理していく必要があります。

(3) 市民公益活動促進施策について

協働推進と同様に、「行政は、縦割り組織のため、ひとつの窓口で市民活動支援を一括して把握しておく必要がある。」という意見が出されました。市民公益活動支援センターを整備するという計画もあるようですが、市民活動を活性化させるためには、まず、市役所における窓口を整備し、市民活動の相談を受け入れる体制を整えるべきでしょう。

また、市民公益活動支援センターを整備するのであれば、市庁舎内に併設されることが望ましく、市民公益活動支援センターには、行政職員だけでなく、コンサルタント等の経験がある市民活動支援に明るい市民や専門家を構

成員に加えるべきと考えます。

さらに、市民公益活動団体の共同事務局の設置についても検討が必要です。市民公益活動団体の中には、事務局機能が脆弱な団体もありますので、市民公益活動団体同士が連携し、市民公益活動を支援する中間支援組織を形成していく必要があると考えます。行政には、こうしたネットワークづくりを後押しするような機会や情報の提供を期待します。

最後に、「市民参画推進条例と、協働推進条例を整備するのであれば、市民活動の支援・促進の部分についても条例として整備しておくべき」という意見も出ていますので、支援・促進施策を検討する際には、その点についても考慮してください。

I 会議の開催状況

第1回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年6月23日（水）午後2時～午後4時

北本市文化センター第1研修室

出席委員 加藤信利、高橋陽子、高橋伸治、古賀利雄、宮城 仁、秋吉徳子、
関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢

欠席委員 須藤善次郎

議 題

- (1) 委員長及び副委員長の選出について
- (2) 北本市自治基本条例について
- (3) 委員会の役割と今後の取り組みについて

傍聴人 1名

第2回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年7月5日（月）午後1時30分～午後3時

北本市文化センター第3研修室

出席委員 加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、高橋伸治、古賀利雄、宮城 仁、
秋吉徳子、関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢

欠席委員 なし

議 題 北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進等庁内検討委
員会作業部会検討報告について

傍聴人 1名

第3回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年7月20日（火）午後1時30分～午後3時30分

北本市文化センター第2会議室

出席委員 加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、高橋伸治、古賀利雄、宮城 仁、
秋吉徳子、関山邦孝、河井宏暢

欠席委員 矢澤拓夫

議 題 北本市における市民参画制度の現状について（1）

傍聴人 1名

第4回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年7月29日（木）午前9時30分～午前11時30分

北本市コミュニティセンターコミュニティ集会室

出席委員 加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、高橋伸治、古賀利雄、秋吉徳子、
関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢

欠席委員 宮城 仁

説明者 秘書広報課主査 浦 直樹 政策推進課課長 町田浩一
同主幹 清水孝良 協働推進課主幹 長嶋太一
総務課主査 吉田美佐男 生涯学習課主任 安藤裕也

議 題 北本市における市民参画制度の現状について（2）

傍聴人 1名

第5回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年8月10日（火）午後2時～午後3時45分

北本市文化センター第1研修室

出席委員 加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、高橋伸治、古賀利雄、宮城 仁、
秋吉徳子、関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢

欠席委員 なし

議 題 北本市における市民参画制度の現状について（3）

傍聴人 1名

第6回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年8月23日（月）午前9時30分～午前11時15分

北本市役所研修室

出席委員 加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、高橋伸治、古賀利雄、秋吉徳子、
関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢

欠席委員 宮城 仁

議 題 他市の市民参画制度の研究

傍聴人 1名

第7回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年9月1日（水）午前9時30分～午前11時40分

北本市文化センター第3研修室

出席委員 加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、高橋伸治、古賀利雄、宮城 仁、
秋吉徳子、関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢

欠席委員 なし

議 題 北本市市民参画推進条例に位置づける項目の検討

傍聴人 なし

第8回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年9月15日（水）午前9時30分～午前11時40分

北本市文化センター第3研修室

出席委員 加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、高橋伸治、古賀利雄、宮城 仁、
秋吉徳子、関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢

欠席委員 なし

議 題 北本市市民参画推進条例に位置づける項目の決定

傍 聴 人 1名

第9回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年9月21日（火）午後1時30分～午後3時10分

北本市文化センター第5会議室

出席委員 加藤信利、高橋陽子、高橋伸治、古賀利雄、宮城 仁、秋吉徳子、
関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢

欠席委員 須藤善次郎

議 題

- (1) 北本市市民参画推進条例案について
- (2) 北本市協働推進条例の検討の進め方について

傍 聴 人 1名

第10回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年10月1日（金）午前9時30分～午前11時30分

北本市文化センター第1研修室

出席委員 加藤信利、高橋陽子、高橋伸治、古賀利雄、宮城 仁、秋吉徳子、
関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢

欠席委員 須藤善次郎

議 題

- (1) 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告案について
- (2) 他市の協働推進条例の研究

傍 聴 人 1名

第11回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年10月14日（木）午前9時30分～午前11時15分

北本市文化センター第3研修室

出席委員 加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、高橋伸治、古賀利雄、宮城 仁、
秋吉徳子、関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢

欠席委員 なし

議 題 北本市協働推進条例に位置づける項目の検討

傍聴人 なし

第12回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年11月1日（月）午前9時30分～午前11時15分

北本市文化センター第3研修室

出席委員 加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、高橋伸治、古賀利雄、宮城 仁、
秋吉徳子、関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢

欠席委員 なし

議 題 北本市協働推進条例に位置づける項目の検討（2）

傍聴人 1名

第13回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年11月12日（金）午後1時30分～午後4時

北本市文化センター第2研修室

出席委員 加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、高橋伸治、古賀利雄、宮城 仁、
秋吉徳子、関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢

欠席委員 なし

説明者 総合政策部部長 谷澤 暢 秘書広報課課長 加藤 功

政策推進課課長 町田浩一 協働推進課課長 柴崎照夫

同主幹 長嶋太一 同主事補 長谷川知亮

総務課課長 荒井光男 同主幹 加藤 浩 同主任 鷹谷 豪

税務課課長 横田順一 暮らし安全課課長 長島良和

産業振興課課長 田中正昭 都市計画課課長 中嶋 仁

生涯学習課主任 安藤裕也

傍聴人 1名

第14回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年12月20日（月）午後3時30分～午後5時

北本市文化センター第3研修室

出席委員 加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、高橋伸治、古賀利雄、宮城 仁、
秋吉徳子、関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢

欠席委員 なし

議 題

- (1) 北本市市民参画推進条例（案）のパブリック・コメント手続について
- (2) 北本市協働推進条例及び市民活動促進施策の検討の進め方について
- (3) 協働推進及び市民活動促進のためのアンケートについて

傍聴人 1名

第15回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

（第9回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会との合同会議）

平成23年1月17日（月）午前9時30分～午前11時

北本市文化センター第3研修室

出席委員 加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、高橋伸治、古賀利雄、秋吉徳子、
関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢

欠席委員 宮城 仁

議 題 協働推進及び市民活動促進のためのアンケートについて

傍聴人 なし

第16回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成23年2月2日（水）午後1時55分～午後4時30分

北本市市民交流プラザ多目的ルーム1

出席委員 須藤善次郎、高橋陽子、高橋伸治、古賀利雄、宮城 仁、秋吉徳子、
関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢

欠席委員 加藤信利

議 題

- (1) 北本市市民参画推進条例（案）について
- (2) 協働推進及び市民活動促進のためのアンケートについて

傍聴人 1名

第17回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成23年6月9日（木）午後2時～午後3時30分

北本市文化センター第5会議室

出席委員 加藤信利、高橋陽子、古賀利雄、秋吉徳子、関山邦孝、矢澤拓夫、
河井宏暢

欠席委員 須藤善次郎、宮城 仁

議 題

- (1) 協働推進条例及び市民公益活動支援施策検討の進め方について
- (2) 協働推進及び市民活動促進のためのアンケート実施状況について

傍 聴 人 1名

第18回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成23年7月4日（月）午後2時～午後3時30分

北本市文化センター第2研修室

出席委員 加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、古賀利雄、宮城 仁、秋吉徳子、
関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢

欠席委員 なし

議 題

- (1) 『北本市市民と行政との協働推進計画』について
- (2) 『協働推進及び市民活動促進のためのアンケート』について

傍 聴 人 1名

第19回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成23年7月26日（火）午後2時30分～午後4時

北本市文化センター第4会議室

出席委員 加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、古賀利雄、宮城 仁、秋吉徳子、
関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢

欠席委員 なし

説 明 者 秘書広報課主幹 浦 直樹、協働推進課主幹 長嶋太一
同主事 長谷川知亮 税務課主査 加藤千鶴子

議 題

- (1) 神奈川県大和市視察報告
 - ア 「大和市民参加推進条例」について
 - イ 「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」について

傍 聴 人 1名

第20回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

(第14回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会との合同会議)

平成23年8月8日(月)午後1時30分から午後3時まで

北本市文化センター第5会議室

出席委員 加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、古賀利雄、宮城 仁、秋吉徳子、
関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢

欠席委員 なし

議 題

- (1) 北本市協働推進条例の基本的な考え方について
- (2) 北本市における市民活動支援の現状について

傍聴人 1名

第21回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

(第15回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会との合同会議)

平成23年8月17日(水)午前9時30分から午前11時30分まで

北本市コミュニティセンターコミュニティ集会室

出席委員 加藤信利、須藤善次郎、古賀利雄、宮城 仁、秋吉徳子、
関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢

欠席委員 高橋陽子

議 題

- (1) 北本市における市民活動支援の現状について
- (2) 北本市における望ましい市民活動支援のあり方について

傍聴人 1名

第22回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

(第16回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会との合同会議)

平成23年8月31日(水)午前9時50分から午前11時45分まで

北本市文化センター第4会議室

出席委員 加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、古賀利雄、宮城 仁、
秋吉徳子、関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢

欠席委員 なし

議 題 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について

傍聴人 1名

第23回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

(第17回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会との合同会議)

北本市文化センター第3研修室

出席委員 加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、古賀利雄、宮城 仁、
秋吉徳子、関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢

欠席委員 なし

議 題 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について

傍 聴 人 1名

第24回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

(第18回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会との合同会議)

平成23年9月12日(月)午前9時30分から午前11時30分まで

北本市文化センター第2研修室

出席委員 加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、古賀利雄、関山邦孝、
矢澤拓夫、河井宏暢

欠席委員 宮城 仁、秋吉徳子

議 題 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目(案)について

傍 聴 人 1名

第25回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

(第11回北本市協働推進等庁内検討委員会との合同会議)

平成23年11月7日(月)午後3時5分から午後6時まで

北本市文化センター第3研修室

出席委員 加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、古賀利雄、宮城 仁、秋吉徳子
関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢

欠席委員 なし

議 題 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について

傍 聴 人 なし

第26回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成23年12月27日（火）午後3時から午後5時10分まで

北本市文化センター第4会議室

出席委員 加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、古賀利雄、宮城 仁、秋吉徳子、
関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢

欠席委員 なし

議 題

- (1) 「北本市協働推進条例（案）」パブリック・コメント手続の実施について
- (2) 市民公益活動促進施策について

傍 聴 人 1名

第27回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

（第21回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会との合同会議）

平成24年1月31日（火）午後2時から午後4時15分まで

北本市文化センター第3研修室

出席委員 加藤信利、須藤善次郎、古賀利雄、宮城 仁、秋吉徳子、関山邦孝、
矢澤拓夫、河井宏暢

欠席委員 高橋陽子

議 題 市民公益活動促進施策について

傍 聴 人 1名

第28回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

（第22回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会との合同会議）

平成24年2月14日（火）午前9時30分から午前11時30分まで

北本市文化センター第4会議室

出席委員 加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、古賀利雄、宮城 仁、秋吉徳子
関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢

欠席委員 なし

議 題 市民公益活動促進施策について（2）

傍 聴 人 1名

第29回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

（第23回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会との合同会議）

平成24年3月22日（木）午後2時から午後4時10分まで

北本市文化センター第5会議室

出席委員 加藤信利、須藤善次郎、高橋陽子、古賀利雄、宮城 仁、秋吉徳子
関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢

欠席委員 なし

議 題

- (1) 北本市市民参画推進条例（案）について
- (2) 北本市協働推進条例（案）について
- (3) 北本市協働推進条例等庁内検討委員会検討報告書（案）について
- (4) 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会検討報告書（案）について

傍 聴 人 1 名

II 資料

北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目
について

－北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告－

平成22年10月1日

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

第1 はじめに

平成22年4月1日に施行された北本市自治基本条例には、北本市の憲法として市民、議会、行政の役割をはじめ、まちづくりを進めるうえでの基本的な事項が定められています。

この北本市自治基本条例は、まちづくりを進めていく上での理念については記載されていますが、その理念に基づいてまちづくりを進めていくためには、具体的な手法を明らかにしておく必要があります。

私たち北本市市民参画推進条例等市民検討委員会は、北本市自治基本条例第18条の規定に基づく、市民の参画及び市民と市との協働に関し必要な事項を定める条例の制定、さらに、北本市自治基本条例第22条と23条に規定されている市民の公益活動を促進する施策を検討するために組織されました。

6月から始まった会議は、まず、この北本市自治基本条例を委員の一人ひとりが共通して理解することから取り組みました。

そして、「市民参画」、「協働」、「市民活動支援」の順番で検討を進めることを決めました。

短期間で集中的に会議を開催し、グループ討議を行うなど、議論を重ねることにより、このたび、市民検討委員会として市民参画推進条例に位置づけるべき項目をまとめましたので、中間報告としてその内容をお知らせします。

平成22年10月1日

北本市協働推進条例等市民検討委員会

第2 会議の経過

会議の開催状況及び討議内容については以下のとおりです。

第1回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年6月23日(水曜日)午後2時から
文化センター第1研修室

- ・委嘱状交付
- ・自己紹介
- ・委員長及び副委員長の選出
- ・北本市自治基本条例について
- ・委員会の役割と今後の取り組みについて

第2回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年7月5日(月曜日)午後1時30分から
文化センター第3研修室

- ・北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進等庁内検討委員会作業部会検討報告について

第3回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年7月20日(火曜日)午後1時30分から
文化センター第2会議室

- ・北本市における市民参画制度の現状について

第4回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年7月29日(木曜日)午前9時30分から
コミュニティセンターコミュニティ集会室

- ・北本市における市民参画制度の現状について2

第5回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成22年8月10日(火曜日)午後2時から
文化センター第1研修室

- ・北本市における市民参画制度の現状について3

第 6 回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成 22 年 8 月 23 日 (月曜日) 午前 9 時 30 分から
北本市役所研修室

- ・ 他市の市民参画制度の研究

第 7 回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成 22 年 9 月 1 日 (水曜日) 午前 9 時 30 分から
文化センター第 3 研修室

- ・ 北本市市民参画推進条例に位置づける項目の検討

第 8 回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成 22 年 9 月 15 日 (月曜日) 午前 9 時 30 分から
文化センター第 3 研修室

- ・ 北本市市民参画推進条例に位置づける項目の決定

第 9 回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成 22 年 9 月 21 日 (火曜日) 午後 1 時 30 分から
文化センター第 5 会議室

- ・ 北本市市民参画推進条例案について
- ・ 北本市協働推進条例の検討の進め方について

第 10 回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

平成 22 年 10 月 1 日 (金曜日) 午前 9 時 30 分から
文化センター第 1 研修室

- ・ 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告について
- ・ 他市の協働推進条例に位置づけられている項目について

第3 北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について

1 目的

北本市自治基本条例第18条の規定に基づき、市民の参画に関し必要な事項を定める

【項目の解説】

- ・市民参画推進条例は、北本市自治基本条例から委任された条例として、行政が市民の意見を反映した市政運営を行うために必要な制度等について定めるものである。

2 定義

- (1) 北本市自治基本条例で定義している用語は定義しない
- (2) ワークショップ、アンケート等説明が必要なもののみ定義

【項目の解説】

- ・北本市自治基本条例の委任条例として定めることから、市民参画条例に規定する用語のみを定義する。
- ・項目中に「この条例において使用する用語の意義は北本市自治基本条例において使用する用語の例による」と規定しておく必要がある

3 基本原則

- (1) 市民と市長等の情報の共有
- (2) 政策の企画立案時等できるだけ早い時期からの参画
- (3) 市民の自主性と参画の機会の保障
- (4) 市民と市長等が相互の役割と責任を尊重して行う

【項目の解説】

- ・まず、市政に関する情報がすべての市民に分かりやすく、かつ的確に伝わっていなければ、参画の機会を設けても実際の参画にはつながらない。
- ・行政が市民参画を求める時期について、委員会では多くを議論した。行政が事業内容を固めてから市民に意見を聞くのではなく、企画立案の段階で、市民の意見を聞くことが重要である。

4 市民の役割

- (1) 自らの行動と発言に責任を持つ
- (2) 北本市全体の利益となるよう留意
- (3) 市民相互の自由な発言を尊重し、合意形成に努める

【項目の解説】

- ・ 中間報告（案）の段階では項目の見出しを「市民の責務」と「市長等の責務」と整理していたが、市民が条例を見たときに、違和感のない用語としてそれぞれの「役割」という表現に改めた。

5 市長等の役割

- (1) 情報共有のための的確で迅速な市政情報の提供
- (2) 参画の機会の確保と拡充
- (3) 市民の意向を把握し、施策への反映に努める

【項目の解説】

- ・ 委員会では、情報共有が最重要であることが確認された。的確かつ「迅速」に情報提供する必要がある。

6 市民参画推進計画

- (1) 市長は、その年度における市民参画の予定を取りまとめ、市民参画推進計画を作成し、これを公表する
- (2) 市長は前年度における市民参画の実施状況を取りまとめ公表する

【項目の解説】

- ・ 行政が年度毎に市民参画の計画を作成、公表し、翌年度にその結果を明らかにすることにより、市民参画推進のPDCAサイクルが見えるかたちになる。
- ・ この規定は、重要な規定となることから、市長等の役割の次に記載することとした。

7-1 市民参画の対象

- (1) 北本市の基本構想、基本計画等基本的計画の策定または変更
- (2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定改廃
- (3) 市民に義務を課し、市民の権利を制限する条例の制定、改廃
- (4) 公共の用に供される施設の整備にかかる計画等の策定また

は変更

- (5) 前各号に定めるもののほか、特に参画の機会等を確保することが必要と認められるもの

【項目の解説】

- ・委員会では市民参画の対象として予算編成を位置づけることができないかを検討したが、現在の状態で、市民参画を求めることは難しいと判断した。
- ・今後、市民の参画能力が上がっていくことが考えられることから、参画の対象の見直しも必要となるものとする。

7-2 市民参画の適用除外事項

- (1) 定型的又は経常的に行うもの
- (2) 軽易なもの
- (3) 緊急に行わなければならないもの
- (4) 市長等内部の事務処理に関するもの
- (5) 法令の規定により実施の基準が定められているもの
- (6) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

【項目の解説】

- ・この項目は、「7-1 市民参画の対象となる業務」のうち、適用除外とする業務を規定するものである。

7-3 参画を実施しない場合の理由の公表

市長等は、参画を行わない場合は、その理由を公表しなければならない。

【項目の解説】

- ・行政が「7-1 市民参画の対象となる業務」のうち、「7-2 市民参画の適用除外」にあてはまらない業務で、市民参画を行わない場合は、その理由を市民に広く公表する必要がある。
- ・市民から説明を求められたときには、説明責任を果たす必要がある。

8 参画の方法

- (1) パブリック・コメント手続
ア 現在運用している「北本市パブリック・コメント実施要綱」

- を確認し規定する
- イ 単独の条例とはせずに、市民参画推進条例の中に位置づけることが望ましい
- (2) 審議会等（附属機関の委員及びこれに準ずるもの）
- ア 現在運用している「北本市附属機関等の委員の選任基準に関する要綱」を確認し規定する
- イ 確認事項
- ・委員の年齢の上限（75歳）については、撤廃すること
 - ・公募委員の人数を現状より拡大すること
- (3) 市民説明会
- ・事案の説明などを通して、複数の市民の意見を聴取し、又は討議する必要がある場合に実施
 - ・参加者が理解を深められるよう資料等の充実に努める
- (4) アンケート
- ア 市政に係る重要な施策または課題等について、多くの者を対象とし、調査項目を設定して一定期間内に対象者から回答を得ることが必要な場合に実施
- イ アンケートを実施する際には、その目的を明らかにし、回答に必要な情報を併せて提供しなければならない
- ウ アンケートを実施したときは、その結果について非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない
- (5) ワークショップ
- ア 複数の市民あるいは市民と市長等が議論、共同作業等を行い、課題、問題点等の抽出と選択を通して、一定の合意形成を図る必要があるときに実施
- イ 極めて早い時期から市民参画を行うことが適当と認められる場合に実施
- (6) インターネット・モニター
- ア **12 市民登録制度**との統合について検討
- イ 登録した市民に対し、インターネットを使ったアンケートのみならず審議会等の委員の公募の情報等市民参画に関する情報についても提供する
- ウ 年齢と登録人数を制限しない
- (7) 市民政策提案制度
- ア 市民は10人以上の連署をもって政策の提案ができる
- イ 市長等は提案事項の内容を検討し、提案に対する市長等の考え方を代表者に通知する
- ウ ア、イの内容を公表する

- エ 手続きの進め方や様式については、別に規則で定める
- (8) その他の効果的な方法
- ・ 市長への手紙
 - ・ タウンミーティング
 - ・ 出前講座

【項目の解説】

- ・ 市民参画の方法については、現在、北本市で実施されている市民参画の制度を一覧化するとともに、新たな制度を提案した。
- ・ パブリック・コメント手続については、北本市自治基本条例第20条に「別に条例で定める」と規定されているため、単独条例として整備することも考えられるが、委員会では、検討の結果、パブリック・コメント手続条例を単独条例として整備するよりも、市民参画の方法のひとつとして整理した方が、市民にはわかりやすいということから、市民参画推進条例の中に位置づけるべきという結論を得た。
- ・ インターネット・モニター制度については、「12 市民登録制度」を整備することから、市民参画推進条例案作成の段階で統合について検討する必要がある。
- ・ 行政が主となって市民に対し参画を求めるものとは対称に、複数の市民が行政に対し、事業を提案する制度としての「市民政策提案制度」の整備が必要である。
- ・ 「(8) その他の効果的な方法」のうち、タウンミーティングは現在、実績がないようだが、重要な制度である。市民からの申込みがなくても、各地域に市長が出かけていき、市民の声を直接聞くことは市民参画を推進する上で重要な取り組みである。

9 参画の実施（マッチング・ルール）

- (1) パブリック・コメント手続＋上記8参画の方法(2)～(5)に記載するもののうち1以上を選択し、必ず実施する
- (2) 複数の手続を実施することが効果的と認められるときは、複数の手続を併用して実施する

【項目の解説】

- ・ この項目は、行政に対し、市政運営を行う際に市民参画を義務付ける重要な項目である。
- ・ 議会に議案を提出する前に行政がまとめた案を市民に公表し、意見を求めるパブリック・コメント手続は、北本市自治基本条例にも位置づけている最重要な参画制度として、その実施を必須とした。

10 参画手続の公表

- (1) 担当窓口及び市政情報コーナーでの閲覧
- (2) 広報紙への掲載
- (3) 北本市公式サイトへの掲載
- (4) その他有効な広報手段

【項目の解説】

- ・参画手続きの公表は、市が通常実施している広報への掲載、北本市公式サイトへの掲載等のほか、実施する事業の内容に応じ、考えられる有効な手段で公表すべきである。
- ・「(4) その他の有効な手段」については、今後、市民も有効な手段を行政に提案していく必要がある。

11 出された意見の取扱い及び実施記録の作成と公表

- (1) 市長等は市民の意見を総合的、多面的に検討し、市政に反映するよう努めなければならない
- (2) 市民参画手続を実施した際には、その記録を作成し、公表する

【項目の解説】

- ・市民に参画を求めた際には、実施するだけでなく、参画の結果を、市民に公表するとともに、有効な意見は市政に反映すべきである。
- ・参画の結果を誰もが見られるようにしておくことにより、議会提案前の市民間の合意の過程が明らかになっていく。

12 市民登録制度

- (1) 市長は、市民参画を推進するため、行政活動に関心と意欲を持つ市民を公募し、公募委員登録者として登録する
- (2) 市長は、登録者に審議会等の委員の公募その他市民参画に関する情報を積極的に提供する
- (3) **7 参画の方法** (6) インターネット・モニターとの統合について検討する

【項目の解説】

- ・市民参画に意欲のある市民に対し、登録制により市政情報を発信する制度を創設し、市民参画を推進する。
- ・市民参画推進条例を作成する際には、「8 参画の方法(6) インターネット・モニター」との統合を検討する必要がある。

13 推進評価機関

北本市自治基本条例審議会において市民参画の推進状況を審議する

【項目の解説】

- ・市民参画の推進については、北本市自治基本条例第26条に規定する北本市自治基本条例審議会が調査審議する。
- ・「6 市民参画推進計画」に基づき、各課において市民参画の推進が適切に行われているかを検証する。

14 条例の見直し

市長は、社会情勢及び市民参画手続の状況に応じてこの条例の見直しを行う

【項目の解説】

- ・北本市自治基本条例と同様に、条例の見直し規定を設けるべきである。

15 その他

条例制定後に的確に制度を運用するための窓口整備（窓口の一本化）

【項目の解説】

- ・高尚な理念のもとに制度だけを設けてもその運用が的確に行われなければ制度を整備する意味がない。
- ・情報発信、計画管理、評価を一体的に行えるよう、現在課を分散して行っている市民参画に関連する業務をひとつの窓口で掌握するよう事務分掌を見直す必要がある。

第4 まとめ

「市民主役のまちづくり」を掲げる北本市自治基本条例の理念に基づいたまちづくりを進めるため、市民が市政に参加する際のルールを定めるこの市民参画推進条例は、市民が個人としてできるまちづくりの手段を法制化するという意味では、大変重要度が高いものと考えています。

今後、北本市市民参画推進条例等市民検討委員会は、この中間報告で、市民参画推進条例に関する研究を一区切りとし、次は、市民が参画という個人の活動から一步踏み出し、組織化して市民団体となってまちづくりを行う際の行政との関係を定める「協働」、「市民活動」の施策について研究を進めていくこととなります。

これまでの市民検討委員会の議論から、私たちは、市民、議会、行政が適切な役割分担のもとに、それぞれが自らの役割を果たしながら互いに連携してまちづくりを進めていくことが重要であることを確認しました。

その意味からも、この市民参画推進条例には、項目は設定していませんが、行政が市民参画を求める際には、併せて関係する市民団体にも情報を提供し、意見聴取する等の配慮が必要であると考えます。

私たち市民検討委員会と並行して、この問題に取り組んでいる庁内検討委員会及び庁内検討委員会作業部会が、この報告をもとに、今後条例案を作成する予定であることを伺っていますが、是非、条例案作成の際には、この報告を参考に、パブリック・コメント手続等多くの市民から意見を聞く機会を設けていただきたいと思います。

おわりに、どんなに崇高な条例や制度を構築したとしても、その運用が適切に行われなければ何の役にも立たないということを是非ご理解いただき、この条例が成立した際には、市民参画推進の窓口を一本化して、制度が適切に運用できるように配慮してください。

北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について
－北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告－

平成22年10月1日

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会
事務局 北本市総合政策部協働推進課

協働推進及び市民公益活動を促進するためのアンケート
報告書



北本市

I 協働推進及び市民公益活動を促進するためのアンケート実施概要

1 調査実施の目的

協働推進条例及び市民公益活動促進施策を検討するにあたり、「市内に主な事務所を持ち市内で公益的活動を行っている団体」のみなさんのご意見やご意向を収集するために、実施しました。

2 調査概要

(1) アンケートの送付先（72市民活動団体）

- 市内に主たる事務所を置くNPO法人（埼玉県認証団体）
- 埼玉県NPO協働ひろば（つながリーナ）登録団体
- 埼玉NPOつながリスト2009（埼玉県発行）掲載団体
- 北本市ボランティアセンター（北本市社会福祉協議会）登録団体
- 「北本市市民公益活動団体」登録団体（北本市役所協働推進課）
- 北本市ごみ減量等推進市民会議
- 感動桜国きたもと会議
- 北本市まちづくり観光協会
- 北本市コミュニティ協議会
- 北本市自治会連合会

(2) 提出方法

- 返信用封筒で郵送
- E-mail
- FAX
- 北本市役所協働推進課職員へ直接

(3) 調査期間と回収情報の処理

平成23年2月22日付で各団体へ送付し、回答の締め切りを平成23年3月31日に設定して回収しました。

アンケート送付団体72団体中、回収できた団体は44団体で回収率は61.1%でした。

回収した情報を北本市総合政策部協働推進課で集計し、分析しました。

Ⅱ アンケート集計結果

【1】団体の概要

団体の活動期間について

回答いただいた44団体の団体活動期間の平均は16.7年でした。最長活動期間は58年、最短は1年です。

広報紙・会報等の発行

広報紙や会報を発行している団体が16団体、発行していない団体は28団体でした。

新規会員募集の有無

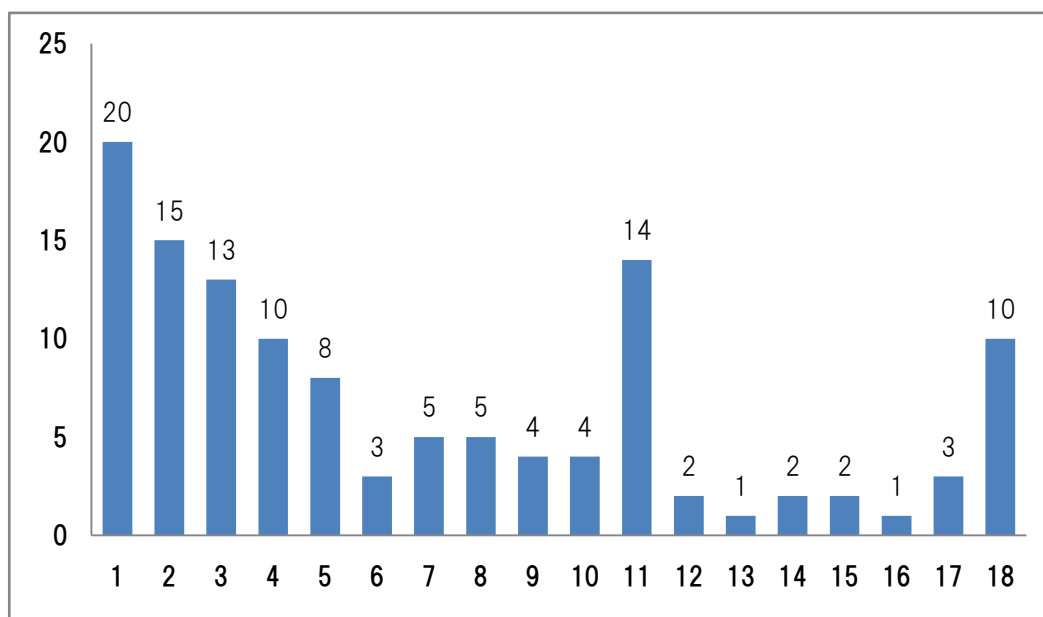
新規会員を募集している団体が39団体、募集していない団体は5団体でした。

自由記載欄からは、多くの団体で会員の世代交代が進んでいないことが伺えます。



【2】主な活動分野

	(複数回答可)
(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	20
(2) 社会教育の推進を図る活動	15
(3) まちづくりの推進を図る活動	13
(4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	10
(5) 環境の保全を図る活動	8
(6) 災害救援活動	3
(7) 地域安全活動	5
(8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	5
(9) 国際協力の活動	4
(10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	4
(11) 子どもの健全育成を図る活動	14
(12) 情報化社会の発展を図る活動	2
(13) 科学技術の振興を図る活動	1
(14) 経済活動の活性化を図る活動	2
(15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	2
(16) 消費者の保護を図る活動	1
(17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言 又は援助の活動	3
(18) その他	10



活動分野が一番多かったのは「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を行う団体で、次に「社会教育の推進」、「子どもの健全育成を図る活動」となっています。

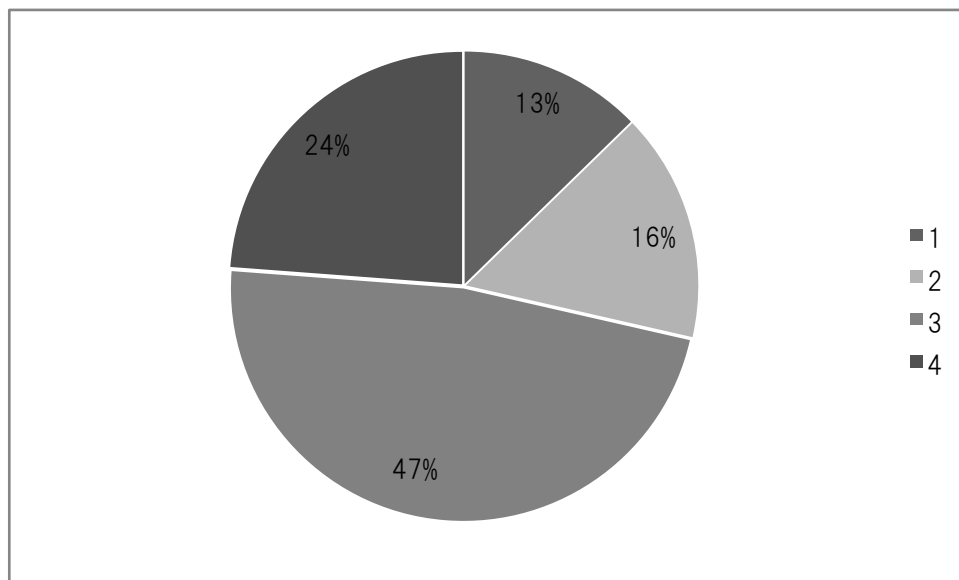
主に福祉分野で活動している団体が多いことが伺えます。

他に、「まちづくりの推進を図る活動」、「環境の保全を図る活動」を行う団体が続く、「情報化社会」、「科学技術の振興」、「経済活動の活性化」などの分野の活動を行っている団体は少ないことがわかりました。

【3】主な活動場所

(複数回答可)

(1) 事務所	8	(13%)
(2) 会員宅	10	(16%)
(3) 公共施設	30	(47%)
(4) その他	15	(24%)



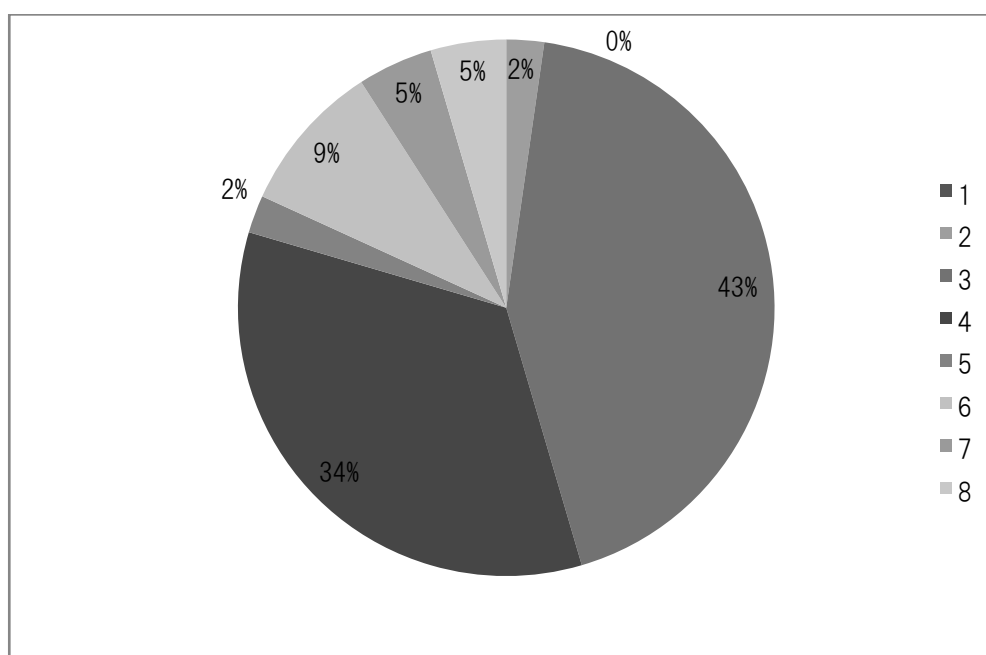
団体の活動場所としては「(3) 公共施設」が47%と圧倒的割合を示しています。

総合福祉センター内に北本市社会福祉協議会が運営する北本市ボランティアセンターがあること、また、北本市では市内を8圏域に分割するかたちでコミュニティが形成されており、その8圏域にそれぞれ公民館等の拠点施設が整備されていることが大きな要因と思われます。

また、「(4) その他」が24%で、イベント会場の記載が多くみられました。

【4】主な活動地域

(1) 町内（自治会単位）	0	（ 0 %）
(2) 小学校区（コミュニティ委員会設置単位）	1	（ 2 %）
(3) 市内全域	19	（ 43 %）
(4) 市内全域および近隣市町	15	（ 34 %）
(5) 県内	2	（ 2 %）
(6) 県外（国内）	4	（ 9 %）
(7) 海外（国外）	2	（ 5 %）
(8) その他	2	（ 5 %）



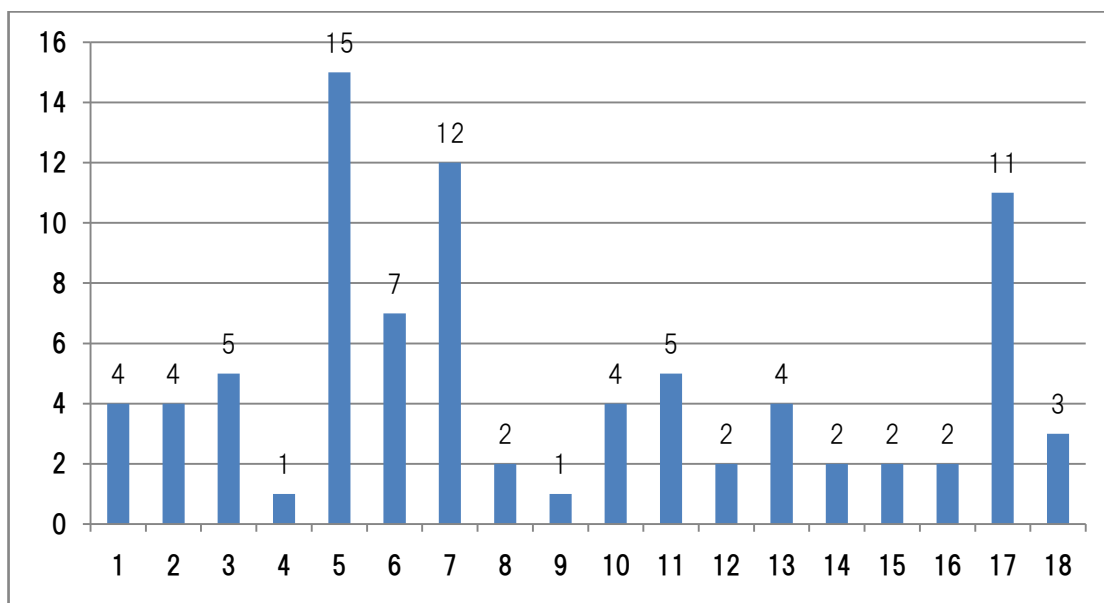
団体の主な活動地域は「(2) 小学校区」、「(3) 市内全域」と「(4) 市内全域および近隣市町」をあわせると全体の79%を占め、活動区域を北本市内としている団体がほとんどであることがわかりました。

このことから、地域に密着したコミュニティ型の市民公益活動団体が多いことがわかります。

また、活動範囲で「(5) 県内」、「(6) 県外（国内）」、「(7) 海外（国外）」を挙げたが団体のほとんどが、特定非営利活動法人でした。

【5】現在の活動に不足しているもの

	(複数回答可)
(1) 事務所	4
(2) 機材	4
(3) 会議スペース	5
(4) イベントスペース	1
(5) 活動資金	15
(6) スタッフ・ボランティア	7
(7) 会員	12
(8) 専門家	2
(9) 情報	1
(10) パソコン・インターネットなどの知識・技術	4
(11) 経理についての知識	5
(12) 編集・広報についての知識	2
(13) 組織運営・経営についての知識	4
(14) 労務管理についての知識	2
(15) 特定非営利活動（NPO）法人（化）についての知識	2
(16) その他	2
(17) 無回答	11
(18) 不足しているものは無い	3

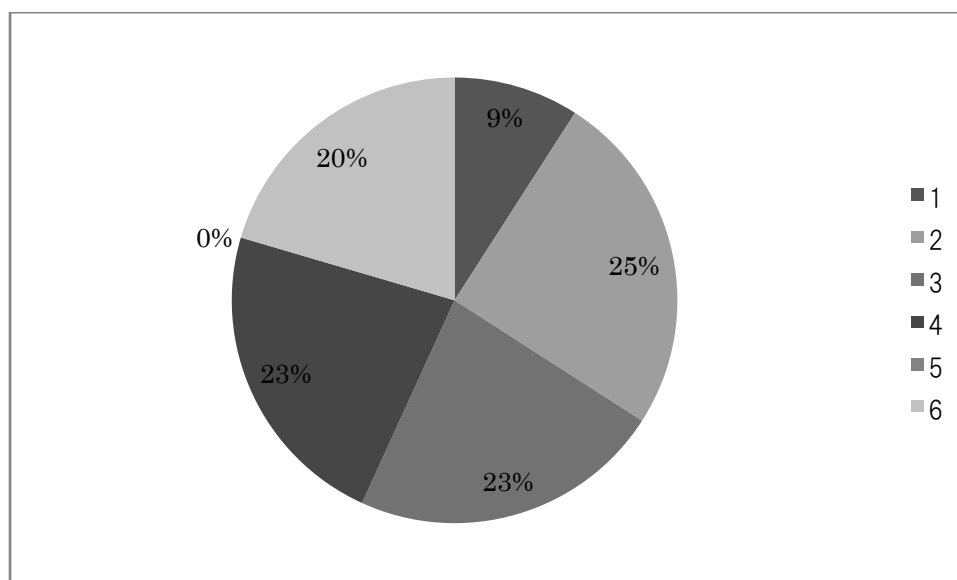


団体が現在の活動に不足しているものとして一番多くあげたものが「(5) 活動資金」でした。次に「(7) 会員」、「(6) スタッフ・ボランティア」の順に続きます。

質問1の団体の概要、新規会員の募集の有無のところ、新規会員を募集している団体が44団体中39団体であったことから、多くの市民活動団体が、新しい人材を求めていることがわかります。

【6】特定非営利活動（NPO）法人格取得の意志

(1) NPO法人格取得の意志がある	4	(9%)
(2) NPO法人格取得の意志は無い	11	(25%)
(3) わからない	10	(23%)
(4) NPO法人格を取得済である	10	(23%)
(5) NPO法人格以外の法人格を取得済である	0	(0%)
(6) 無回答	9	(20%)

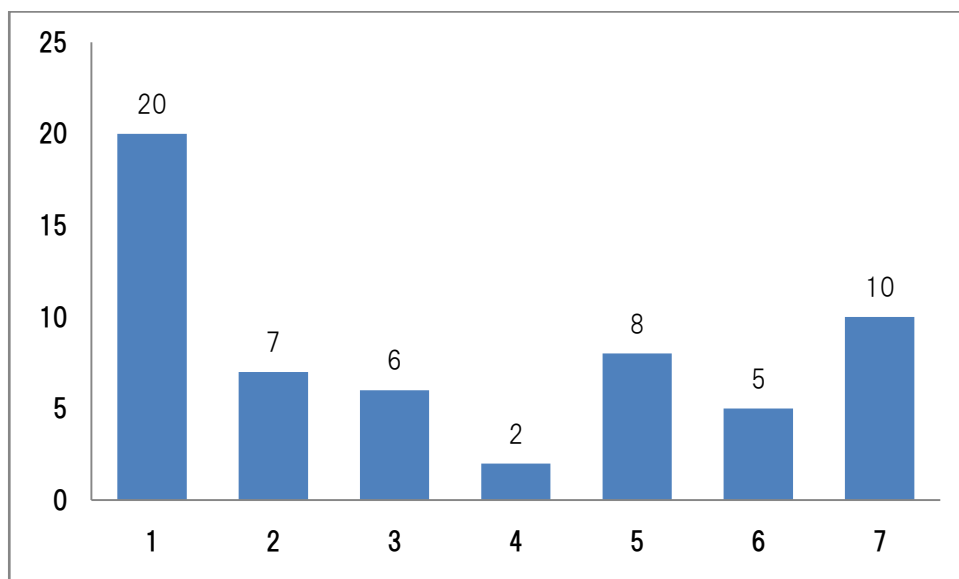


特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）の規定に基づく特定非営利活動法人への移行については、約半数となる48%の団体が「(2) NPO法人格取得の意志は無い」と「(3) わからない」を選択しており、かつ20%の団体が無回答であることから、法人格を持つ必要性を感じている団体は少ないことがわかりました。

【7】 今後、行政機関との協働を考えていますか。

(複数回答可)

(1) 北本市との協働を考えている	20
(2) 北本市以外の埼玉県内市町村との協働を考えている	7
(3) 埼玉県との協働を考えている	6
(4) 県内市町村や埼玉県以外の行政機関との協働を考えている	2
(5) 行政機関との協働は考えていない	8
(6) わからない	5
(7) 無回答	10



行政機関との協働を望んでいる団体が35団体79.5%あり、全体の約半数の20団体45.5%が「(1) 北本市との協働を考えている」と回答しています。

【8】協働事業を具体的に進める際にお互いが心がけるべきことについて

＜団体側が心がけるべきこと＞

- ・ 団体ができることとできないことをはっきりさせる
- ・ 種目によっては他団体等の応援も必要
- ・ 団体内でよく話し合い、協力して取り組む
- ・ 公共性が高いテーマであること。将来あるべきテーマであること
- ・ 中立、公正な取組み
- ・ 個人の権利と情報保護
- ・ 秘守義務
- ・ 相互の信頼と連携の確立
- ・ 活動団体としての主体性、独自性を自覚し、責任を持って目的のため努力する
- ・ 「市民の代表」意識
- ・ 地域住民の立場で何を期待されているか、市全体・街の発展と住みよい街づくりにどう関わるべきかを考える

＜行政の側が心がけるべきこと＞

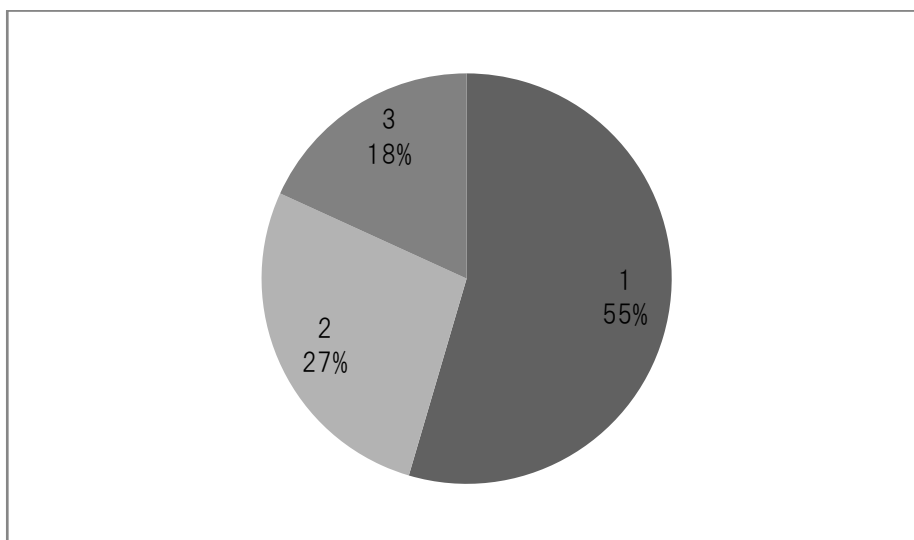
- ・ 協働するテーマについて問題意識を持つ
- ・ 「金が無いからできない」という話が多い。必要と認めたことは予算化すること
- ・ 安全面への配慮
- ・ 前例を打破する勇気を持つこと
- ・ 市の広報やホームページ等で市民に意識啓発をしてほしい
- ・ 市民への広報活動と情報公開を徹底してほしい
- ・ 「公務員の代表」意識
- ・ 職員として、社会の変化に対応できる専門的な知識の習得を心がけ、毅然とした態度を持って事業遂行にあたってほしい
- ・ 市民目線でのわかりやすい説明。自分だけわかっている説明はだめだ

＜双方が心がけること＞

- ・ お互いに対等の立場を確認していれば特になし
- ・ 意思の疎通を図り、課題点等を明確にして共に前進できるようにする＝相手の立場に立ってよく話し合うこと
- ・ 行政がすべきこと、団体がすべきことの垣根を作るのではなく、一緒に何ができるのかを考えることが必要。地域に生活する生活しづらさを抱えている人にとって、縦割りでは対応できない場面が多くあると考えられる

【9】他の市民活動団体・グループとの交流・連携の経験の有無

(1) 他市民活動団体・グループとの交流・連携の経験がある	24	(55%)
(2) 他市民活動団体・グループとの交流・連携の経験はない	12	(27%)
(3) 無回答	8	(18%)



半数以上の団体が「(1) 他市民活動団体・グループとの交流・連携の経験がある」と回答しました。「(2) 経験がない」を選択した団体は12団体(27%)にとどまっています。

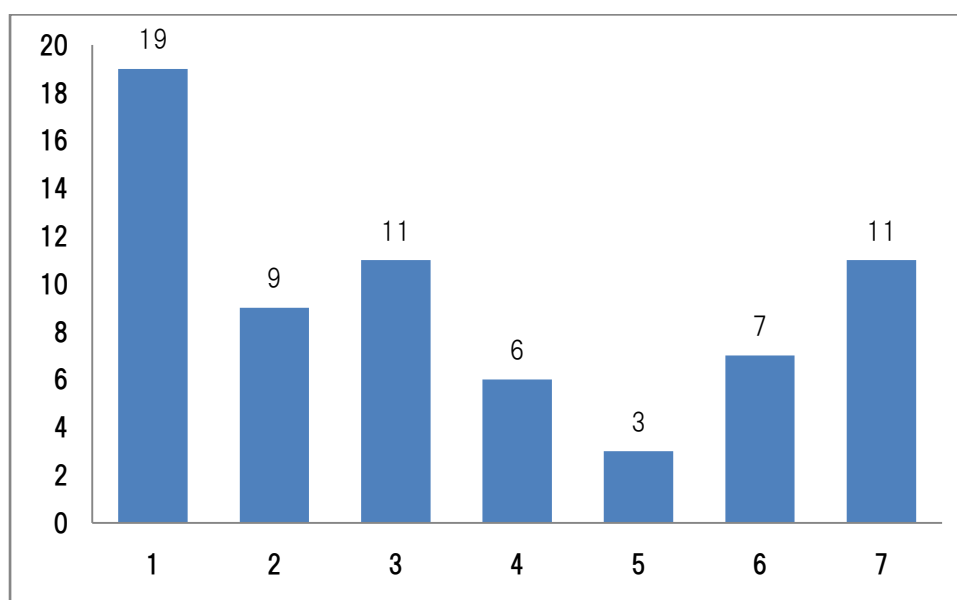
また、他市民活動団体・グループとの交流・連携のきっかけについては、以下の回答を得ました。

- ・ 市民公益活動フェアへの参加
- ・ 団体が主催する講座の講師を他団体に依頼した
- ・ 法人化の際に市内の他団体に相談し、助言を受けた
- ・ 他市でボランティア活動をした際に、他市のボランティア連絡協議会に参加
- ・ 福祉まつりへの参加
- ・ 行事を開催する際に他団体に事業協力依頼をした
- ・ 団体の活動目的のひとつに「仲間づくり」があり、他グループとの交流を図り、広く仲間づくりを進めている
- ・ ボランティア連絡協議会への入会
- ・ イベントの際に他団体に出し物をお願いした
- ・ ボランティア活動の中で、またイベントへの出展の際に
- ・ 活動発表のとき
- ・ 行政からの紹介
- ・ 会員間の個人的なつながり
- ・ 主催事業開催の際の協力依頼

【10】他の市民活動団体・グループ等との今後の交流・連携についての意志

(複数回答可)

(1) 同じ分野で活動する他市民活動団体・グループとの交流・連携を希望する	19
(2) 他の分野で活動する他市民活動団体・グループとの交流・連携を希望する	9
(3) 活動分野を問わず、事業の内容ごとに他市民活動団体・グループとの交流・連携を希望する	11
(4) 民間企業との交流・連携を希望する	6
(5) (1)～(4)以外の団体との交流・連携を希望する	3
(6) 他団体との交流・連携は希望しない	7
(7) 無回答	11



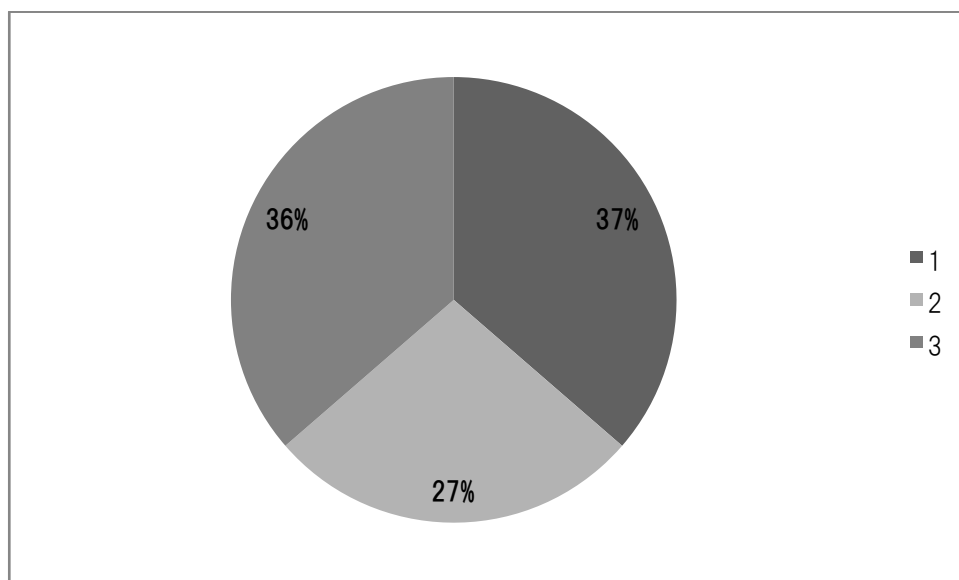
「他団体との交流・連携は希望しない」と回答した団体は、わずか7団体で、多くの団体が何らかの形で他団体と連携して、活動を広げていこうと考えていることが伺えます。

中でも「(1) 同じ分野で活動する他市民活動団体・グループとの交流・連携を希望する」と答えた団体は、全体の3割にのぼり、行政に限らず、共通の目的を達成するための市民同士の「協働」を推進する意識が高いことがわかります。

【資料2】

【11】 市内の市民活動団体・グループ合同の会議について伺います。市内の市民活動団体・グループが一堂に集まる会議等開催の必要性

(1) 一堂に集まる会議等が必要だと思う	16	(37%)
(2) そのような会議等は必要無い	12	(27%)
(3) 無回答	16	(36%)



「(1) 一堂に集まる会議等が必要だと思う」を選択した団体が「(2) そのような会議等は必要無い」を選択した団体を10%上回る結果となりました。しかし、無回答の団体も全体の3割以上を占めています。

平成23年7月1日

報告に関するお問合せ先

〒364-8633 北本市総合政策部協働推進課協働推進担当

電話 594-5517 / FAX 592-5997 / E-mail: a01200@city.kitamoto.lg.jp

北本市協働推進条例に位置づけるべき 項目について

- 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議報告 —

平成23年10月1日

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会

第1 はじめに

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会は、これまでに、北本市自治基本条例第18条第3項に規定する「市民の参画並びに市民及び市の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項を定める条例」の制定に向けた研究を進め、平成22年10月には、市民参画の推進に関する検討事項をまとめて「北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について～北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告」を市長に提出しました。

一方、北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会は、同報告を受けて、北本市市民参画推進条例（案）の検討を行いました。

その後は、市民及び市の協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項として、協働推進条例と市民公益活動促進施策に関する事項についてそれぞれ検討を進めてきましたが、協働推進は、市民と行政が対等の立場で共通の目標に向かって協力するという性格のものであることから、北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議を開催し、具体的な項目の検討を進めることとしました。

合同会議は、平成23年7月に北本市協働推進等庁内検討委員会から示された「北本市協働推進条例制定の基本的な考え方について」に基づき、また、作業部会が行った神奈川県大和市の視察内容等を参考にして、北本市協働推進条例に位置づけるべき具体的な項目の検討を行いました。

この報告書は、平成23年8月と9月の2ヶ月の間に計5回開催した合同会議の討議資料および討論内容をまとめたものです。

今回の合同会議を開催した目的は以下の3点にあります。

- 1 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目の抽出
- 2 市民委員と行政職員との協働の実践
- 3 協働作業を実施することによる市民委員、行政職員各々の人的ネットワークの拡大

この報告書に示した「北本市協働推進条例に位置づけるべき項目」を最大限に尊重し、庁内の意見調整を十分に行ったうえで条例案を作成されることを望みます。

平成23年10月1日

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会
北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会

第2 合同会議の経過

第20回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

第14回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会

平成23年8月8日(月曜日)午後1時30分から午後3時
文化センター第5会議室

- ・北本市協働推進条例の基本的な考え方について
- ・北本市における市民活動支援の現状について

【参加委員】市民検討委員9名 作業部会部員9名 【傍聴者】1名

第21回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

第15回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会

平成23年8月17日(水曜日)午前9時30分から午前11時30分
北本市コミュニティセンターコミュニティ集会室

- ・北本市における市民活動支援の現状について
- ・北本市における協働推進と市民活動支援の区分について

【参加委員】市民検討委員8名 作業部会部員8名 【傍聴者】1名

第22回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

第16回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会

平成23年8月31日(水曜日)午前9時50分から午前11時45分
文化センター第4会議室

- ・北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について1

【参加委員】市民検討委員9名 作業部会部員6名 【傍聴者】1名

第23回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

第17回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会

平成23年9月5日(月曜日)午後1時30分から午後3時30分
文化センター第3研修室

- ・北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について2

【参加委員】市民検討委員9名 作業部会部員7名 【傍聴者】1名

第24回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

第18回北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会

平成23年9月12日(月曜日)午前9時30分から午前11時30分
文化センター第2研修室

- ・北本市協働推進条例に位置づけるべき項目について3

【参加委員】市民検討委員7名 作業部会部員7名 【傍聴者】1名

第3 合同会議で決定した事項

1 協働推進と市民公益活動は分離して整理すること

北本市自治基本条例では、**資料3**の図1に示すように、公共活動を市民参画、協働推進、市民公益活動に分類していることから、北本市自治基本条例のもとに整備する条例及び制度も、同様に分類され、整備されるべきものとした。

2 市民公益活動支援コーナーのあり方について

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会及び北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議では、2回目の合同会議で、北本市コミュニティセンター内に設置されている北本市市民公益活動支援コーナーを見学し、事務局から設置から現在までの経過説明を受け、支援コーナーの現状分析を行うとともに、今後の支援コーナーのあり方についても討論した。

討論の結果、現支援コーナーを存続させるよりも、駅連絡通路や文化センターなど、市民が多く集まる場所に市民活動団体の掲示板を設け、市役所に専門の相談窓口を開設するなどして、より効果的に市民の公益活動支援を進めるべきであるという結論を得た。

当コーナーは、市民公益活動支援センター設置までの間の暫定的措置として開設されているものであるが、現段階では、当コーナーを廃止しても特段問題は生じないとの見解である。

3 市民公益活動支援センターの整備について

北本市市民公益活動支援センターの整備については、北本市総合振興計画及び北本市市民と行政との協働推進計画に位置付けられてはいるものの、現在の厳しい財政状況からは、その整備の早期実現は難しいものと思われる。

全国の地方公共団体で市民との協働を推進する動きが加速した初期段階には、協働を推進するためには市民活動支援センターの整備が必須との考えが一般的であったようだが、現在は、支援センターをオープンしても来場者が少ないなどの事例も出ているようである。それは、支援センターで実施している支援メニューと市民団体の求めるそれとの間にミスマッチが生じているためと思われる。

当市の場合、近隣の伊奈町にボランティア、NPOの活動を支援する市民活動サポートセンター（埼玉県が運営する県民活動総合センター内）が設置されていることから、自前で支援センターを整備せずとも十分にその役割を果たしているものとする。もちろん、市民公益活動支援センターが整備されることが望ましいが、当面は、市民活動支援担当の充実を図り、相談窓口の整備とともに、的確に情報を発信できる体制を整備するよう努めるべきである。

第4 北本市協働推進条例に位置づけるべき項目

1 目的

北本市自治基本条例第18条第3項に規定する市民と市との協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項を定め、その推進を図ることにより、住民自治によるまちづくりの進展に資することを目的とする

解説

北本市協働推進条例は、北本市におけるまちづくりの理念と基本原則を示した北本市自治基本条例のもとに、みんなでまちづくりを進める際に必要なルール等を定めるものです。

したがって、条例を制定する目的は、北本市自治基本条例の制定目的と同様のものとなります。

2 定義

- (1) 北本市自治基本条例第3条に規定する用語を準用する
- (2) 協働推進に関する特定の用語として以下の用語を定義する
 - ア 「市民公益活動」 市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動で、不特定かつ多数のものの利益をはじめとする、広く社会全般の利益の増進に寄与することを目的とする活動
 - イ 「市民公益活動団体」 市民公益活動を行うことを主たる目的とし、継続性を有する団体
 - ウ 「協働事業」 市民、事業者、コミュニティ、市民公益活動団体及び市長等がお互いの提案に基づいて協力して実施する社会に貢献する事業

解説

北本市自治基本条例第3条では、「市民」、「事業者」、「市」、「市長等」、「参画」、「協働」をそれぞれ定義しています。

北本市協働推進条例は、北本市自治基本条例を根拠に定める条例であるため、条例中に使用する用語は、北本市自治基本条例で使用する用語を準用することとし、北本市自治基本条例に規定の無い「市民公益活動」、「市民公益活動団体」、「協働事業」についてのみ定義することとします。

「市民公益活動団体」は、公益活動を行う団体とし、特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）に規定する特定非営利活動法人（NPO法人）や任意団体であるボランティア団体等を指します。あくまでも公益活動を目的に継続的に活動をしていることが条件であり、ボランティアに限らず、収益事業を行っているか否かは問いません。

また、「協働事業」は、対等の立場で、共通の目標に向かって、お互いの提案に基づいて協力して実施する事業とするため、市の事業として現在、事業者や市民活動団体が実施している指定管理事業や、委託事業はこれに含まないこととします。

ただし、現在実施している委託事業は今後、協働事業に取り込めないか見直していく必要があります。

3 基本原則

市民、事業者、コミュニティ、市民公益活動団体及び市長等は、次に掲げる基本原則に基づき、協働によるまちづくりの推進に努める

- (1) 相互に自主性及び自立性を尊重し、多様な協働の形態により、単独では成し得ない効果をあげる
- (2) それぞれの役割と責任を明確にし、相互理解を深めるとともに、目的を共有して、対等の立場で連携及び協力する
- (3) 公正性及び透明性を確保し、相互に情報を提供し合うことにより、協働のまちづくりに必要な情報を共有する

解説

この条例を制定する最終目的は、住民自治の確立にあります。多様な主体が、地域の課題解決に向け、協力して取り組むことにより、市民、あるいは行政が単独で事業を実施するよりもより効果が上がることを前提に協働を進めるべきであるということが北本市市民参画推進条例等市民検討委員会と北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会との合同会議で確認されました。

4 市民の役割

- (1) まちづくりの主役であり、自らが公共の担い手となりうることを自覚する
- (2) 積極的にまちづくりに参加するよう努める

解説

まちづくりの主役としての市民の役割を規定しています。

ここでいう市民とは、北本市自治基本条例第3条第1項第1号に規定する「市内に住み、市内で働き、若しくは市内で学ぶ人又は市内で事業活動を行う事業者」を指します。

5 事業者の役割

社会貢献活動を通じ、まちづくりへ参加するよう努める

解説

北本市自治基本条例では、第3条で「事業者」は「市民」に含まれることを規定しています。

したがって、事業者は、ここに規定する『5 事業者の役割』のほか、『4 市民の役割』も負うこととなります。

6 コミュニティの役割

- (1) 地域課題の解決に向け、自主的に取り組む
- (2) 情報発信を行い、開かれた組織運営に努める

解説

市民団体は、[自治会]や[地域コミュニティ委員会]を指す「コミュニティ（地域コミュニティ）」とNPO法人やボランティアグループを指す「市民公益活動団体（テーマコミュニティ）」とに区分できます。

北本市自治基本条例でも市の市民活動に対する支援を第22条と第23条に分けて規定しているように、協働推進条例も協働の相手としての市民団体を、「コミュニティ」と「市民公益活動団体」とに分けて規定すべきと考えます。

ここでは、[自治会]や[地域コミュニティ委員会]をはじめとする「コミュニティ」の役割を規定しています。

北本市では、111の[自治会]が市域全体をカバーし、その連合体としての[北本市自治会連合会]が組織されるとともに、[自治会]とは別に、市域を8つに分けた[地域コミュニティ委員会]がそれぞれ組織され、[自治会]、[地域コミュニティ委員会]、社会福祉協議会の地域支部等地縁団体が相互に密接な関係を持ちながら、市民主体のまちづくりが進められています。

開かれた組織運営とは、限られた人たちだけで組織が運営されるのではなく、団体の情報を常にオープンにし、その地域に住むより多くの人々がまちづくりに参加できるよう組織運営に努めて欲しいという意味が込められています。

7 市民公益活動団体の役割

- (1) 当該団体が持つ社会的使命を自覚する
- (2) 団体の活動目的、運営及び活動内容に関する情報を公開する

解説

より多くの市民に団体の活動の必要性を理解してもらい、また、その活動に賛同してもらうためにも市民公益活動団体は、あらゆる情報を公開するよう努めるべきという考え方からこの規定を設けました。

ここでいう「市民公益活動団体」は、市との協働事業を実施することを可能とする団体とし、条例とは別に団体の市への登録制度を設けるべきであると考えます。

8 市長等の役割

- (1) 協働によるまちづくりを推進するための環境づくりに努める
- (2) 市民、事業者、コミュニティ及び市民公益活動団体との協働事業を行うために必要な措置を講じる
- (3) 必要な情報の公開を積極的に行う
- (4) 職員の協働に関する意識の高揚を図る

解説

北本市自治基本条例では、第3条第1項第4号で「市長等」を「市長その他の執行機関」と規定しています。

「その他の執行機関」とは、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価委員会、農業委員会、公平委員会を指します。

協働事業を行うために必要な措置とは、市長等が行う団体への直接的な支援や連携のために必要な取組み等を指します。

9 協働事業協定書の締結

協働事業を行う際には、協定書を締結し、相互の役割分担や協働する期間についての協議事項を明らかにしておく

解説

異なる主体が、協働で事業を実施するにあたっては、両者の役割分担や、共に取り組む期限を事前に協議・調整し、合意した内容を協定書のかたちで明らかにしておくことが必要です。

また、常に事業の進捗状況を確認し、事業実施の際に生じた問題は、速やかに両者で協議し、解決にあたる必要があります。

協働事業は、公務でもあるため、締結した協定書も公開することが原則となります。

10 協働事業計画の策定・公表及び協働事業の実績報告

市長は、年度当初に当年度の協働事業計画を公表するとともに、前年度の協働事業の成果を公表する

解説

北本市自治基本条例では、政策の企画立案、実施及び評価の各過程への市民の参画が必要であると規定しています。

そのため、事業実施前に協働事業の予定を公開し、事業実施後には評価を行い、その結果を公表する必要があります。

協働事業も、PDCAサイクルのもとに絶えず事業の見直しを図っていく必要があります。

11 協働事業提案制度

- (1) 市民、事業者、コミュニティ及び市民公益活動団体は、市長に協働事業を提案することができる
- (2) 提案事業の実施方法については別に定める

解説

協働事業提案制度は、より多くの市民に主体的にまちづくりを考えてもらうための取組みのひとつとして、新たに設ける制度です。

そのため、制度設計にあたっては、より多くの行政職員がこれに関わり、協働事業を実施する際の障害や問題を想定し、それを除去したうえで、制度を創設する必要があります。

また、各部署の連携を強化し、提案に対する事前相談等が的確に行える体制も整備しておく必要があります。

さらに、より多くの市民活動団体が、協働事業を提案できるよう、情報発信のしかたも工夫する必要があります。

12 協働推進審議会（推進評価機関）の設置

- (1) 北本市協働推進審議会を設置し、協働推進条例に規定する事項を審議する
- (2) 市長等は、審議会に協働事業計画の策定及び協働事業の実績を報告する
- (3) 市長は、協働事業提案制度による提案事業の実施可否について審議会に諮問する
- (4) 審議会は、当条例の見直しについて調査及び審議する

解説

協働の推進にあたり、事業実施前の公表と事業実施後の評価が必要なことは、『10 協働事業計画の策定・公表及び協働事業の実績報告』に規定しましたが、事業を実施した当事者間の評価のみならず、第三者による評価とその結果の公表も必要と考えました。

神奈川県大和市では、協働事業提案制度で、協働事業の実施の可否を決定する際に、第三者機関に諮問しています。

当市でも、協働事業の採択の際に市民参画を取り入れるため、審議会委員が審査に加わる制度を構築すべきと考えます。

北本市協働推進審議会は、市民と市との協働によるまちづくりが、北本市協働推進条例の規定事項に沿って進められているか否かをチェックする機関として設置します。

13 条例の見直し

この条例を社会、経済情勢の変化等に対応させるため、必要に応じ、検証し、見直しを行う

解説

北本市自治基本条例にも、条例の見直しの規定を設けているとおり、当条例は、国の法律等から直接影響を受けない北本市独自の条例であるため、社会の変化や経済情勢に変化が生じた際には、検証や見直しが必要です。

14 委任

北本市協働推進条例に記載する制度の詳細については、別に定める

解説

「市民公益活動団体」の登録制度の内容等、この条例の施行に必要な事項は、別に規則等で定めることとします。

第5 北本市協働推進条例を制定する際の課題及び検討すべき事項

合同会議で議論した内容のうち、北本市協働推進条例に位置づけるべき項目としては整理できない事項で、今後、行政内部で検討及び推進すべき課題等について、以下の4点をまとめました。

- 1 自治会、地域コミュニティ委員会等コミュニティと市との関係を整理し、市民にわかりやすく説明すること【最重要課題】

合同会議で話し合ったこと

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会と北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会の合同会議では、市民と市との協働を推進するためには、市が具体的な協働事業の内容を広く市民に公開し、市の協働の相手となる団体と市との関係を明らかにしておく必要があることを確認しました。

そのため、古くから市と密接な関係にある〔自治会〕、〔地域コミュニティ委員会〕と市長等との関係を明らかにし、コミュニティと協働する根拠を広く市民に示す必要があると考えます。

特に、〔北本市コミュニティ協議会〕とそのもとに組織されている8つの〔地域コミュニティ委員会〕は、北本市独自のコミュニティであり、北本市の大きな特徴にもなっていますが、〔市長等〕、〔自治会〕、〔地域コミュニティ委員会〕、その他の団体との相互の関係性は、関係者にもとてもわかりづらいものとなっています。

この問題を解消するため、まず、行政内部で、〔市長等〕と〔自治会〕、〔市長等〕と〔地域コミュニティ委員会〕との関係を整理した上で、さらにコミュニティ関係者間でも協議の機会を持ち、すべての市民に団体の相互関係が理解されるようにしていく必要があります。

- 2 市民公益活動団体の登録制度を設けること

合同会議で話し合ったこと

市の協働の相手となりうる市民公益活動団体は、協働事業のほか、公益事業を実施するため、団体の活動理念、活動内容と実績、年間収支等を広く公開して、市民から支持される団体になるよう努めるべきです。

そのため、市に構成員や活動内容、会計等団体の情報を届け出る「市民公益活動団体登録制度」を設けることを提案します。

この登録制度を設けることによって、市が団体から協働事業の提案を受ける際に、協働の相手としてふさわしい団体であるかを判断するひとつの基準とすることができます。

また、具体的な協働事業の実績を市の公式サイトや広報きたもとに掲載する等、団

体の事業実績を市民に公開することによって、協働事業のイメージが定着し、事業提案の増加にも繋がっていくものと考えます。

- 3 協働事業提案制度等、従来の行政事務には想定されていない新たな制度を創設することになるため、条例施行に併せ、適正な事務、窓口体制を整備して新制度を発足させること

合同会議で話し合ったこと

北本市市民参画推進条例(案)が、これまでの北本市における参画の手法を整理し、かつ新たに参画を進めるための制度を規定しているように、北本市協働推進条例もこれまでの市の協働の取組みを整理して、協働の際のルールとしてまとめ、協働を推進するための新たな制度を付加すべきと考えます。

そのため、市民公益活動や協働事業の提案等、具体的な相談ができる窓口の整備と、提案を事業実施に結び付けていく庁内の連携体制、つまり、各課と団体をつなぐ役割を持つ部署を整えて条例を施行することが必要です。

- 4 市民公益活動団体と行政とが意見交換、情報交換する(仮称)協働推進会議の開催を検討すること

合同会議で話し合ったこと

協働推進の第一歩は、まずお互いをよく知ることです。各団体はどのような考えを持っているのか、それに対する市の考え方はどうなのかを意見交換を行うなかで、理解しあい、良好な関係を構築していくことが重要だと思います。そのため、市民検討委員会は、「(仮称)協働推進会議」の開催を提案します。

<参考>

会議配布資料（抜粋）

- 資料 1 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会委員名簿
- 資料 2 北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会部員名簿
- 資料 3 「参画」・「協働」・「市民活動」の分類図、条例検討体制図
- 資料 4 北本市協働推進条例制定の基本的な考え方について
- 資料 5 大和市協働事業提案制度実施の流れ
- 資料 6 大和市協働事業提案制度の種類
- 資料 7 北本市コミュニティ協議会組織図

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会委員名簿

◆第1号委員（コミュニティ活動団体関係者）2名

NO	氏名	推薦団体
1	かとう のぶとし 加藤 信利	北本市自治会連合会（団体推薦）
2	すとう ぜんじろう 須藤 善次郎	北本市コミュニティ協議会（団体推薦）

◆第2号委員（市民活動団体関係者）2名

NO	氏名	備考
1	たかはし ようこ 高橋 よう子	北本市ボランティア連絡会（団体推薦）
2	こが としお 古賀 としお	市民会議等（北本市ごみ減量等推進市民会議）

◆第3号委員（市内で事業活動を行う者又は市内で働く者）2名

NO	氏名	備考
1	みやぎ まし 宮城 仁	北本市商工会（団体推薦）
2	あきよし のりこ 秋吉 のりこ	北本市社会福祉協議会（団体推薦）

◆第4号委員（公募による市民）2名

NO	氏名	備考
1	せきやま くにたか 関山 邦孝	公募市民
2	やざわ たくお 矢澤 拓夫	公募市民

◆第5号委員（知識経験者）1名

NO	氏名	備考
1	かわい ひろのぶ 河井 宏暢	元北本市自治基本条例制定研究懇話会委員

北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会部員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
秘書広報課	主 幹	浦 直樹	副部長
政策推進課	主 任	大森 国英	
協働推進課	課 長	原島 敏一	部長
財 政 課	主 査	津田 実	
総 務 課	主 事	矢ノ川直登	
税 務 課	主 査	加藤千鶴子	副部長
くらし安全課	主 幹	新井 貞男	
産業観光課	主事補	福島みゆき	
福 祉 課	主 幹	関根 孝明	
都市計画課	主 査	橋本 保	
生涯学習課	主 任	安藤 裕也	

「参画」・「協働」・「市民活動」の分類図、条例検討体制図

資料3

図1 北本市自治基本条例に規定する「参画」「協働」「市民活動支援」の関係

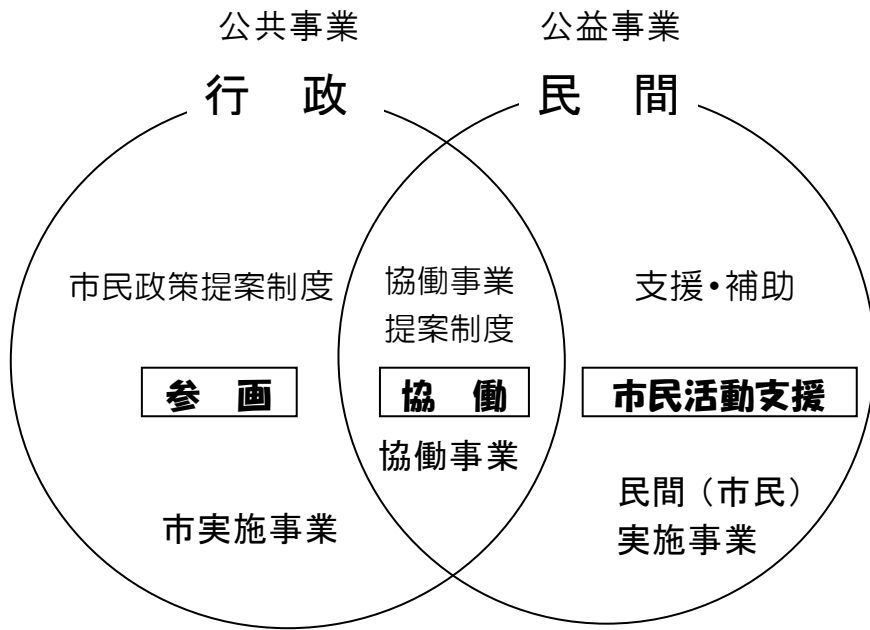
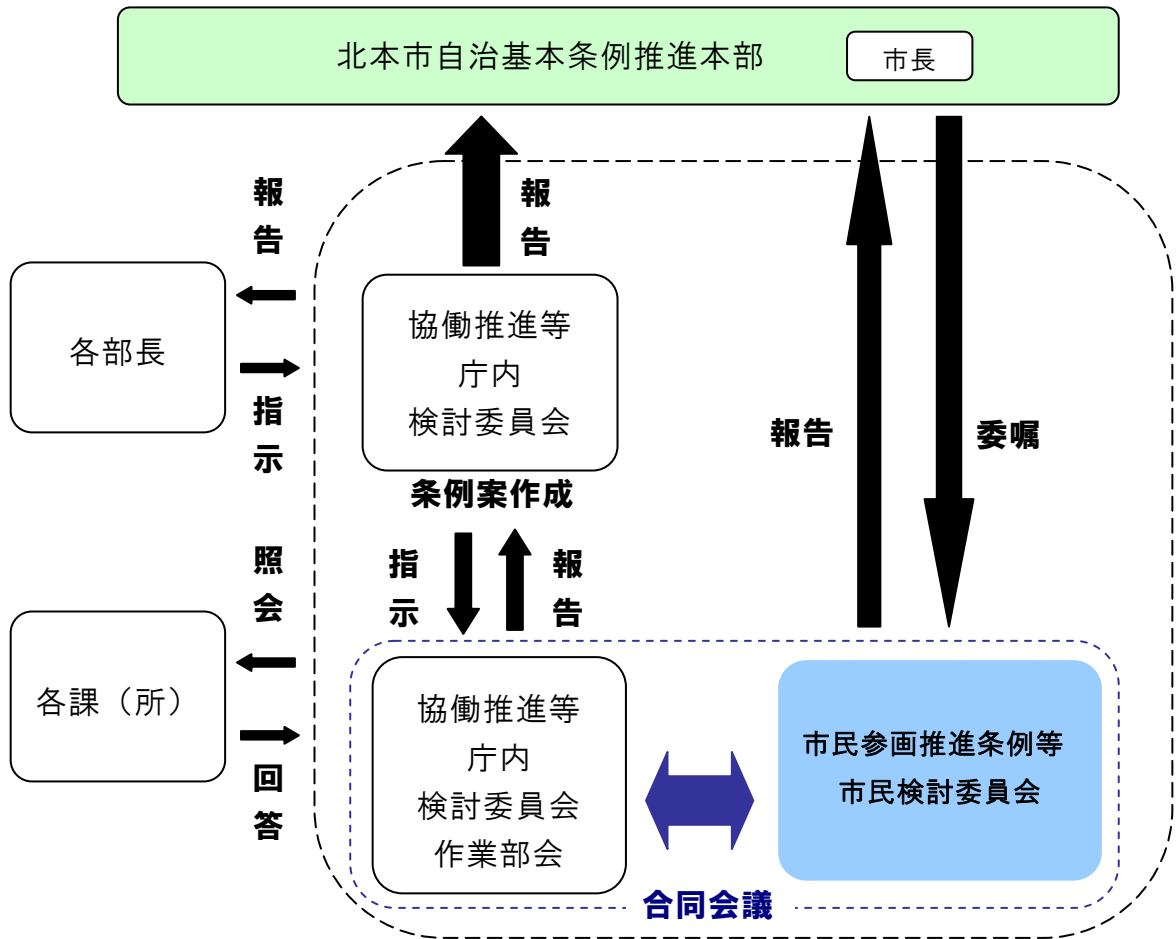


図2 北本市自治基本条例に規定する3つの整備が必要な条例と市民公益活動支援施策の検討体制



特定事項の検討
75

- ・ 市民参画推進条例
- ・ パブリック・コメント手続条例
- ・ 協働推進条例
- ・ 市民活動促進に関する施策

北本市協働推進条例制定の基本的な考え方について

平成23年7月28日
北本市協働推進等庁内検討委員会

北本市協働推進等庁内検討委員会では、平成22年4月に施行された「北本市自治基本条例」及び「北本市市民と行政との協働推進計画」をもとに、これまでの市民活動団体と行政との関係等について議論し、以下のとおり、北本市協働推進条例制定の基本的な考え方をまとめました。

なお、この基本的な考え方の中には、市民活動支援の施策に関連する事項を含めていますが、協働推進条例に市民活動支援の施策を含むべきか否かについては、広く市民と協議する中で決定すべき事項としました。

1 協働事業の効果予測

市民団体との協働事業を実施する際、協働になじむ事業か検討する必要があります。市民と行政とが協働する意義は、両者が相互に理解し、対等な立場で共通の目標に向け協力することによって、より高い事業効果の創出を期待するものです。

2 協働事業の評価

市民団体と実施した協働事業の成果を評価し、広く市民に公表していく必要があります。そのことが、団体にとってさらなる市民活動推進の原動力となるものと考えます。

また、事業評価制度を確立するためには、各事業を評価するための基準（評価指標）を明確にしておく必要があります。

3 協働する期間の設定

協働事業を始める際には、市民団体と行政とで共に事業に取り組む期間を設定しておくことも必要です。事業ごとに協働の期限を区切り、事業終了後に事業評価をもとに両者でよく協働事業の結果を議論し、次の協働事業に反映できるよう改善策を講じていく必要があります。

それは、年数がたつにつれ、構成員や組織が置かれる環境や政策等に様々な変化が生じてくるため、それに対処するためにも期間の設定を条件としておく必要があるからです。

4 相互理解と目的の共有化

両者が同じ方向を見ているからこそ、協働の成果が生まれるものと考えます。市民団体と行政がそれぞれお互いを理解しあい、共通の目標に向けて協力する必要があります。

5 情報の公開と発信

個人情報等非公開とすべきもの以外の情報は、行政が主体的に情報発信し、情報を共有して市民が的確な判断を得られるように工夫していかなければなりません。

6 協定の締結と役割分担

性格も特性も異なる市民団体と行政が協働するためには、両者の役割分担を明らかにするとともに、その取り決めを文書等により誰もが見える形で表しておく必要があります。

そのためには、協働事業の実施にあたって、協働の原則に基づき、市民団体と行政の間で事業に関する目的や内容、役割分担を定めた「協定書」等を締結することが望ましいと考えます。

7 市民の主体的な活動を支援

市民活動支援の姿は、市民が望む目標に市民が主体的に取り組めるように支援するものと考えます。

8 事業補助

補助金は、事業ごとにその実施効果を評価・検討し、補助するものであるため、補助金の見直しは事業評価に基づいて進めていく必要があります。

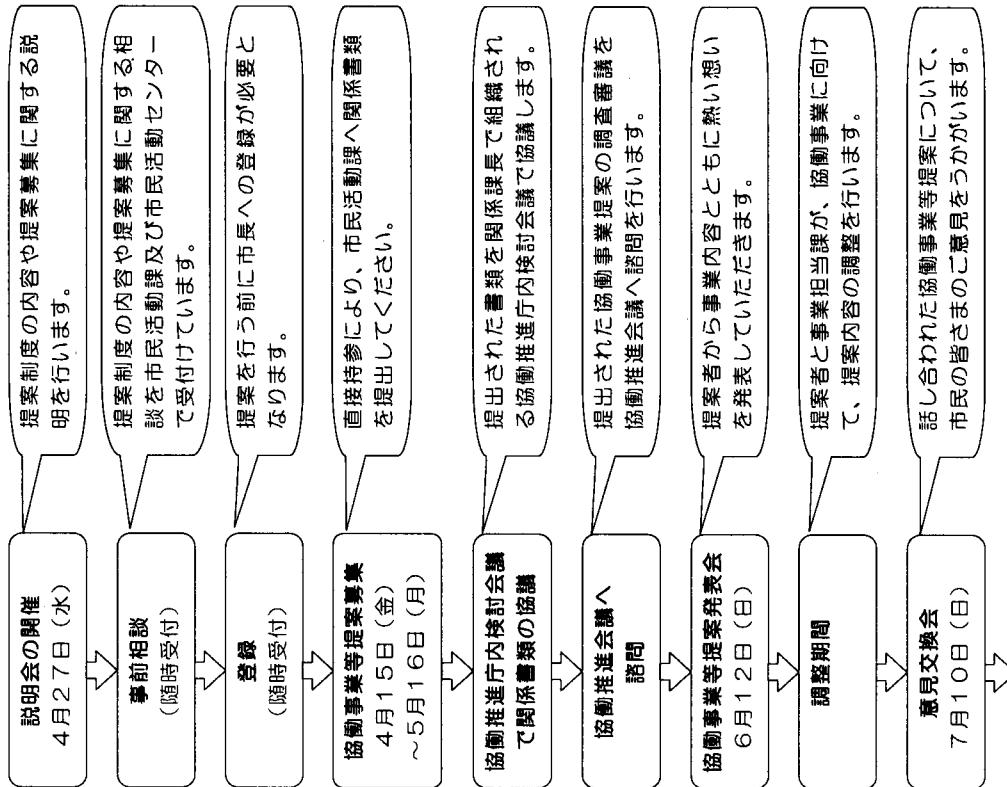
9 市民活動団体の自立

市民活動として、市民が主体的に取り組む活動にあっては、会計等団体の事務管理も団体自身で担うことが基本です。

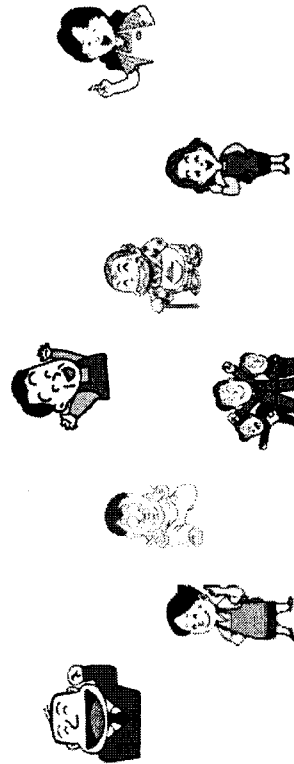
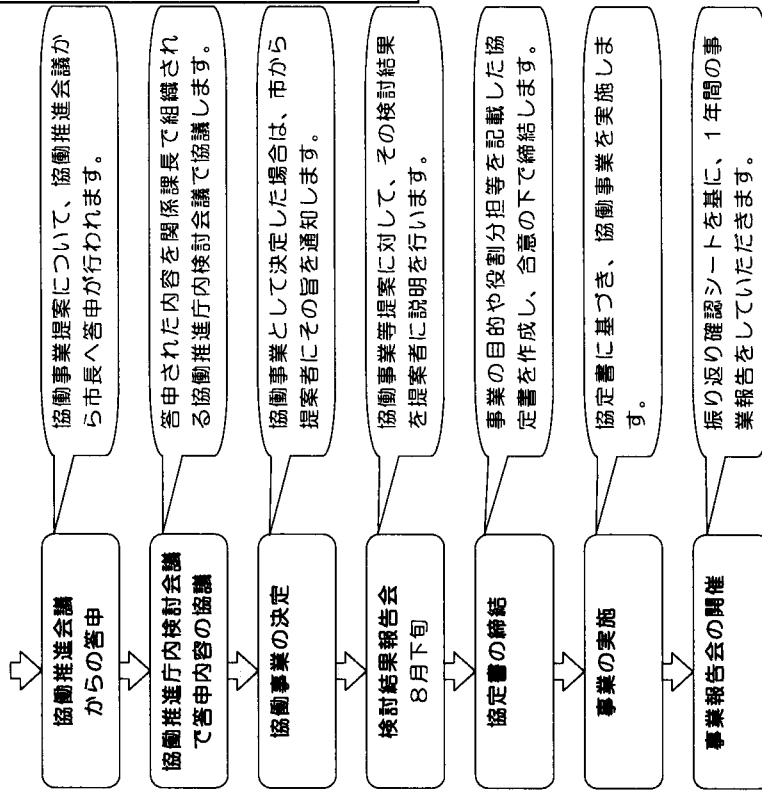
しかしながら、行政が団体の立ち上げを後押ししてきた市民活動団体もあることから、今後は、団体が自立できるよう支援することも必要です。

9. 協働事業等提案制度の流れと役割

○平成23年度の協働事業等提案制度は、次のような流れで実施する予定です。



「平成23年度大和市協働事業等提案制度募集要領」より



【資料3】

資料5

神奈川県大和市における協働事業提案制度の分類

(1) 市民提案型協働事業提案

市民等が自由に課題を設定し、市との協働による解決策の提案

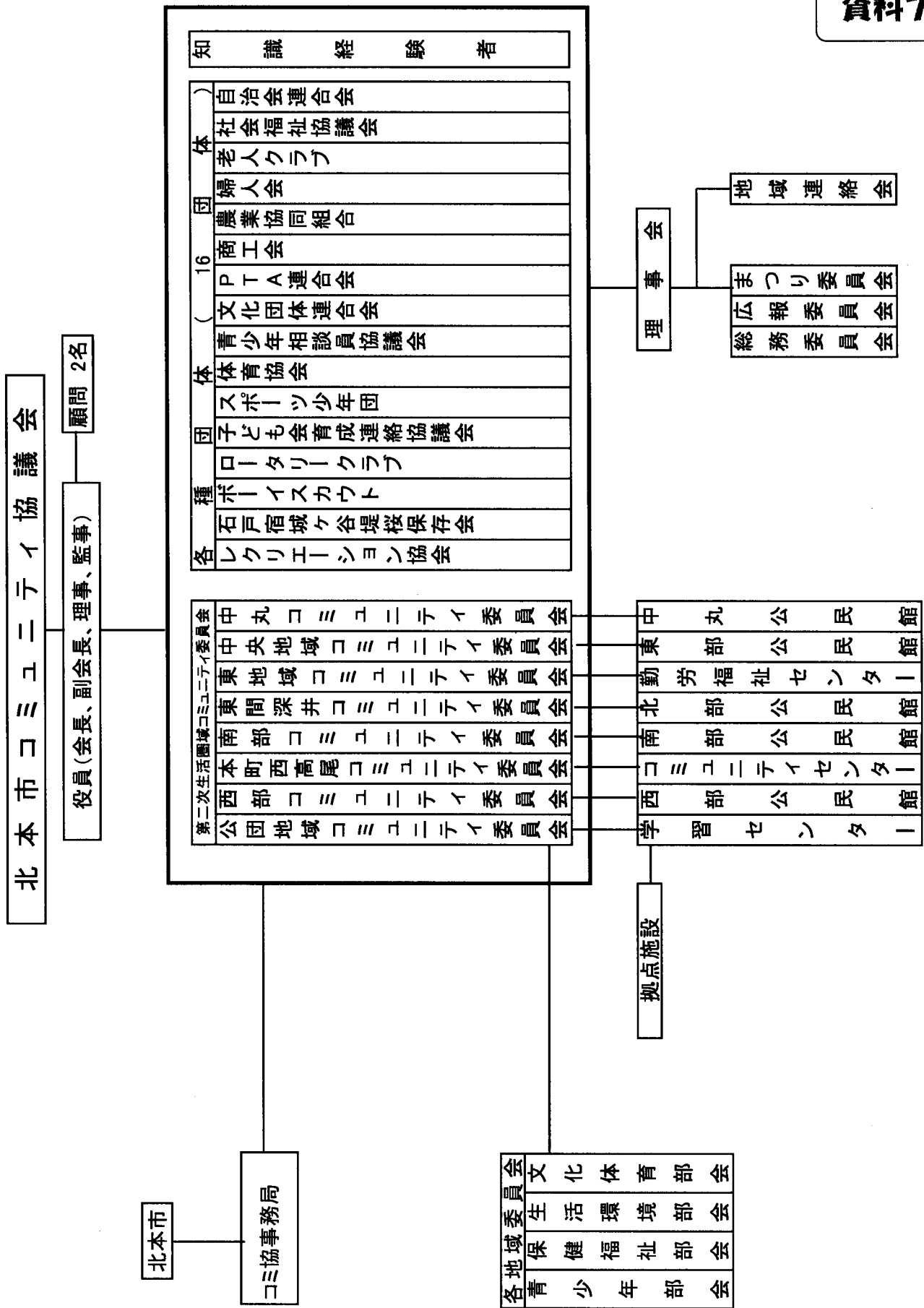
(2) 行政提案型協働事業提案

市が課題を設定し、その解決にあたり市との協働による解決策の提案

(3) 行政提案応募型協働事業提案

市が課題と解決策の事業案を設定し、事業案に賛同し、参画を表明する提案

北本市コミュニティ協議会組織図



Ⅲ 委員名簿・委員会設置要綱

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会委員

平成22年6月～平成23年3月

◆第1号委員（コミュニティ活動団体関係者）2名

NO	氏名	推薦団体
1	かとう のぶし 加藤 信利	北本市自治会連合会（団体推薦）
2	すとう ぜんじろう 須藤 善次郎	北本市コミュニティ協議会（団体推薦）

◆第2号委員（市民活動団体関係者）3名

NO	氏名	備考
1	たかはし ようこ 高橋 陽子	北本市ボランティア連絡会（団体推薦）
2	たかはし のぶはる 高橋 伸治	北本市内のNPO法人（埼玉ソーホー支援推進協議会）
3	こが としお 古賀 利雄	市民会議等（北本市ごみ減量等推進市民会議）

◆第3号委員（市内で事業活動を行う者又は市内で働く者）2名

NO	氏名	備考
1	みやぎ まさし 宮城 仁	北本市商工会（団体推薦）
2	あきよし のりこ 秋吉 徳子	北本市社会福祉協議会（団体推薦）

◆第4号委員（公募による市民）2名

NO	氏名	備考
1	せきやま くにたか 関山 邦孝	公募市民（広報4月号にて募集）
2	やざわ たくお 矢澤 拓夫	公募市民（広報4月号にて募集）

◆第5号委員（知識経験者）1名

NO	氏名	備考
1	かわい ひろのぶ 河井 宏暢	元北本市自治基本条例制定研究懇話会委員

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会委員

平成23年4月～平成24年3月

◆第1号委員（コミュニティ活動団体関係者）2名

NO	氏名	推薦団体
1	かとう のぶとし 加藤 信利	北本市自治会連合会（団体推薦）
2	すとう ぜんじろう 須藤 善次郎	北本市コミュニティ協議会（団体推薦）

◆第2号委員（市民活動団体関係者）2名

NO	氏名	備考
1	たかへし ようこ 高橋 陽子	北本市ボランティア連絡会（団体推薦）
2	こが としお 古賀 利雄	市民会議等（北本市ごみ減量等推進市民会議）

◆第3号委員（市内で事業活動を行う者又は市内で働く者）2名

NO	氏名	備考
1	みやぎ まさし 宮城 仁	北本市商工会（団体推薦）
2	あきよし のりこ 秋吉 徳子	北本市社会福祉協議会（団体推薦）

◆第4号委員（公募による市民）2名

NO	氏名	備考
1	せきやま くにたか 関山 邦孝	公募市民（広報4月号にて募集）
2	やざわ たくお 矢澤 拓夫	公募市民（広報4月号にて募集）

◆第5号委員（知識経験者）1名

NO	氏名	備考
1	かわい ひろのぶ 河井 宏暢	元北本市自治基本条例制定研究懇話会委員

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 北本市における市民参画及び市民と行政との協働の推進に関し必要な事項を定める条例（以下「条例」という。）並びに市民活動の促進に関する施策等（以下「施策等」という。）の立案に当たり、市民の意見を十分に反映させるため、北本市市民参画推進条例等市民検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 条例の立案に関し必要な事項の検討を行うこと。
- (2) 施策等の立案に関し必要な事項の検討を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) コミュニティ活動団体関係者
- (2) 市民活動団体関係者
- (3) 市内で事業活動を行う者又は市内で働く者
- (4) 公募による市民
- (5) 知識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席

を求め、意見を聴くことができる。

(謝礼)

第7条 会議に出席した委員には、予算の範囲内において謝礼を支給するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策部協働推進課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

検 討 報 告 書

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会

事務局 北本市総合政策部協働推進課